



第3次  
西都市男女共同参画プラン



平成31年3月

宮崎県 西都市





# 目 次

## 第1章 計画の概要

---

1. 策定背景 .....1
2. 計画の性格・位置づけ .....2
3. 計画期間 .....3
4. 計画の策定体系 .....3

## 第2章 西都市の男女共同参画をめぐる状況

---

1. 西都市の社会をめぐる状況 .....4
2. DV対策に関する状況 .....5
3. 女性の活躍に関する状況 .....6
4. 西都市男女共同参画意識調査概要 .....9

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

1. 基本理念 .....23
2. 基本目標 .....24
3. 計画の体系 .....25

## 第4章 具体的施策の展開

---

1. 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり .....27
2. 基本目標Ⅱ 様々な分野における女性の活躍 【女性活躍推進計画】 .....31
3. 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現 .....37
4. 基本目標Ⅳ 配偶者等からの暴力（DV）の根絶 【DV対策基本計画】 .....41

## 第5章 推進体制

---

1. 推進体制 .....43
2. 成果指標 .....44

## 参考資料

---

1. 用語解説集	46
2. 男女共同参画社会基本法	49
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	54
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	64
5. 西都市男女共同参画推進条例	72
6. 西都市男女共同参画推進委員会設置要綱	76
7. 西都市男女共同参画審議会委員名簿	78
8. 策定経過	79

# 第 1 章

---

計画の概要



# 1 策定背景

わが国では、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年の平成 12 年（2000 年）に「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する総合的な取組を推進してきました。

最近の男女共同参画をめぐるのは、配偶者等からの暴力の根絶、女性の活躍の推進、男女の働き方やライフスタイル、防災分野における女性の参画推進など、多くの課題があります。

国においては、平成 26 年（2014 年）1 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が改正施行され、交際相手からの暴力及び被害者の保護について法の適用範囲を拡大するなどの措置が取られました。また、平成 27 年（2015 年）9 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、同年 12 月に策定された「第 4 次男女共同参画基本計画」の中で女性の活躍推進を国の政策として明示したことで、全国的に女性の活躍推進の気運が一層高まってきています。

本市においても、平成 26 年（2014 年）3 月に「西都市男女共同参画プラン改訂版(西都市DV防止基本計画を含む)」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んで参りました。

この度、「西都市男女共同参画プラン改訂版(西都市DV防止基本計画を含む)」の計画期間が平成 30 年（2018 年）度末で終了することから、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」及び県の「第 3 次みやざき男女共同参画プラン」を勘案して、「第 3 次西都市男女共同参画プラン」を策定します。

なお、「第 3 次西都市男女共同参画プラン」は、西都市DV対策基本計画及び女性活躍推進法に基づく西都市女性活躍推進計画と一体的に策定します。

## ※ 1 「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定

基本法に基づき、総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱として、平成 27 年（2015 年）12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画では、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行の変革を始め、女性活躍推進法の着実な施行により女性の採用・登用推進のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることなどが強調されています。

## ※ 2 「配偶者暴力防止法」の改正

配偶者暴力防止法が改正され（平成 26 年（2014 年）1 月施行）、これまでの配偶者の暴力及びその被害者に加えて、同居する交際相手からの暴力及びその被害者も法の適用対象となりました。

## ※ 3 「女性活躍推進法」の制定

自らの意思によって働き、又は働こうとする全ての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的として、平成 27 年（2015 年）9 月に女性活躍推進法が公布・一部施行されました（平成 28 年（2016 年）4 月全面施行）。この法律では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けています（常時雇用する労働者数が 300 人以下の民間事業者については努力義務）

## 2 計画の性格・位置づけ

- 第3次西都市男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく男女共同参画社会の促進についての市町村計画です。
- 第3次西都市男女共同参画プランは、「西都市男女共同参画推進条例」第8条に基づく本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- 第3次西都市男女共同参画プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- 第3次西都市男女共同参画プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。

※1 男女共同参画社会基本法  
(市町村男女共同参画計画)

第14条

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

※2 西都市男女共同参画推進条例

- 第8条 市長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、西都市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

※3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

(市町村基本計画)

第2条の3

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

(市町村推進計画)

第6条

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。



### 3 計画期間

本計画は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 5 年間で計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や施策評価等により計画変更の必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

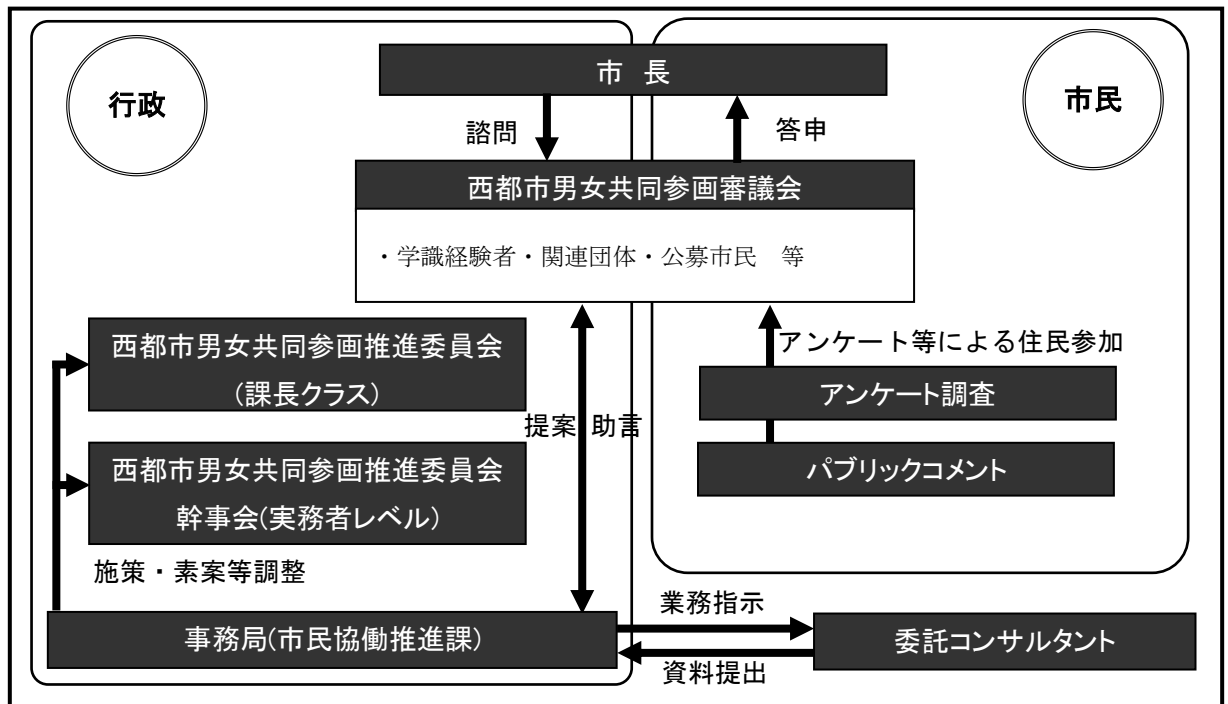
### 4 計画の策定体系

#### (1) 策定体制

計画の策定に当たっては、庁内課長クラスで構成される「西都市男女共同参画推進委員会」及び庁内実務者レベルによる「西都市男女共同参画推進委員会幹事会」を設置し、計画の検討を行いました。

また、学識経験者・関連団体・公募市民など幅広い関係者で構成される「西都市男女共同参画審議会」を設置し、多角的視点から多くの意見をいただきました。

図表 1 策定体制



#### (2) 住民意見の反映

##### ①西都市男女共同参画意識調査の実施

本計画の策定にあたり、平成 29 年度（2017 年度）西都市在住の 18 歳以上の方 3,000 人を対象に、市民意識の変化や課題を把握するためにアンケート調査を実施し、902 人の方から回答をいただきました。（回収率 30.1%）

##### ②パブリックコメントの実施

本計画の素案について、市民の方々から幅広く意見を募集するため、平成 30 年（2018 年）12 月 17 日から平成 31 年（2019 年）1 月 18 日までパブリックコメントを実施しました。



## 第2章

---

西都市の男女共同参画をめぐる状況



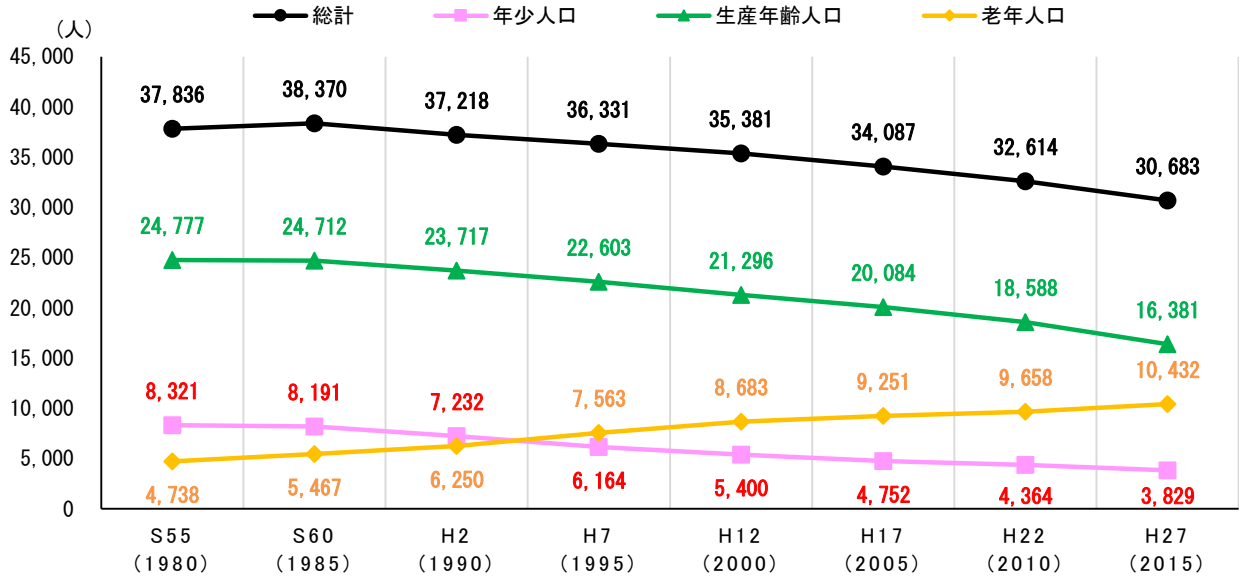
# 1 西都市の社会をめぐる状況

## (1) 人口減少・少子高齢化

西都市の総人口は、昭和60年（1985年）の38,370人以降減少傾向にあります。

また、老年人口（65歳以上人口）は、昭和55年（1980年）の4,738人から平成27年（2015年）には10,432人と約2.2倍の増加、年少人口（14歳以下人口）は、昭和55年（1980年）の8,321人から平成27年（2015年）には3,829人に減少しています。

図表2 西都市総人口及び年齢3区分別人口の推移

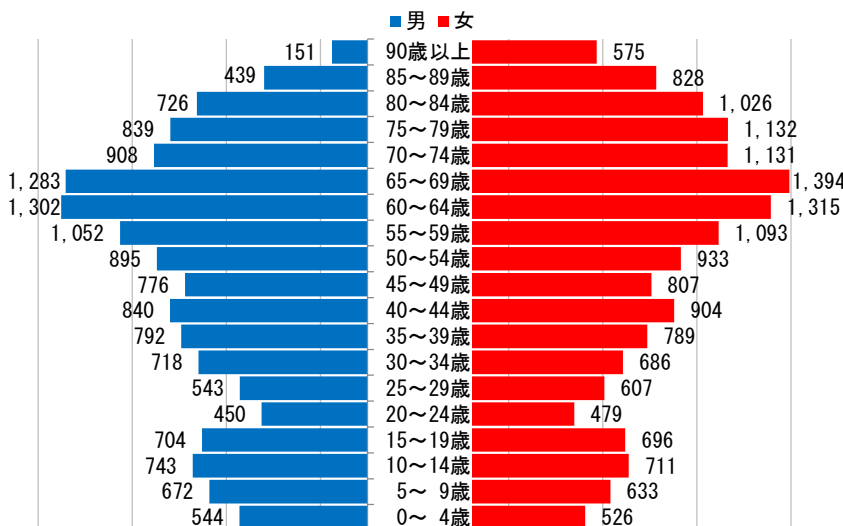


資料:総務省「国勢調査」

西都市の5歳階級別男女別人口をみると、「65～69歳」の年齢層が多く、「20～24歳」の年齢層が少なくなっています。

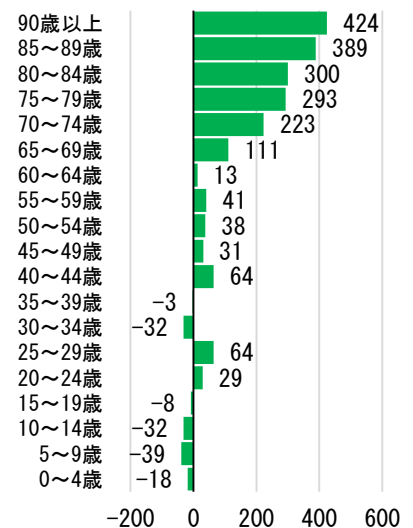
男女の人口を比較すると、女性が男性の人口を上回っており、特に老年人口（65歳以上人口）の女性が男性を大きく上回っています。

図表3 5歳階級別男女別人口（H27(2015)）



資料:総務省「国勢調査」

図表4 男女別人口【女性-男性】（H27(2015)）

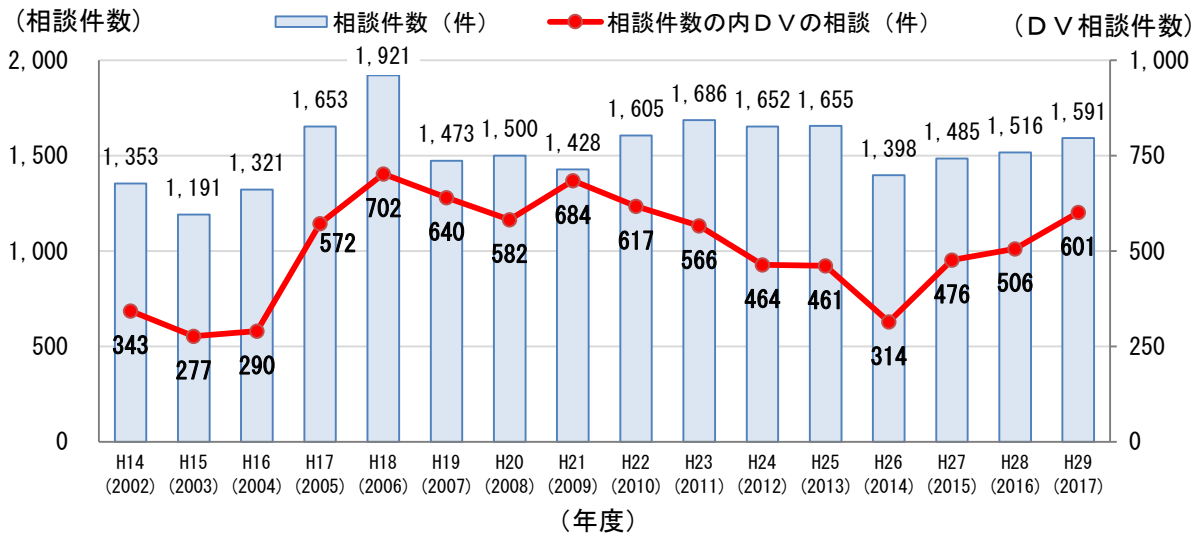


## 2 DV対策に関する状況

### (1) 宮崎県DV相談件数

宮崎県中央福祉こどもセンター（女性相談所）に寄せられた相談件数のうち、DV相談件数は平成18年度（2006年度）が702件と最も多く、次いで平成21年度（2009年度）の684件となっており、平成29年度（2017年度）には601件となっています。相談件数に占めるDV相談割合は平成29年度（2017年度）において4割弱となっています。

図表5 宮崎県中央福祉こどもセンターの相談件数の推移



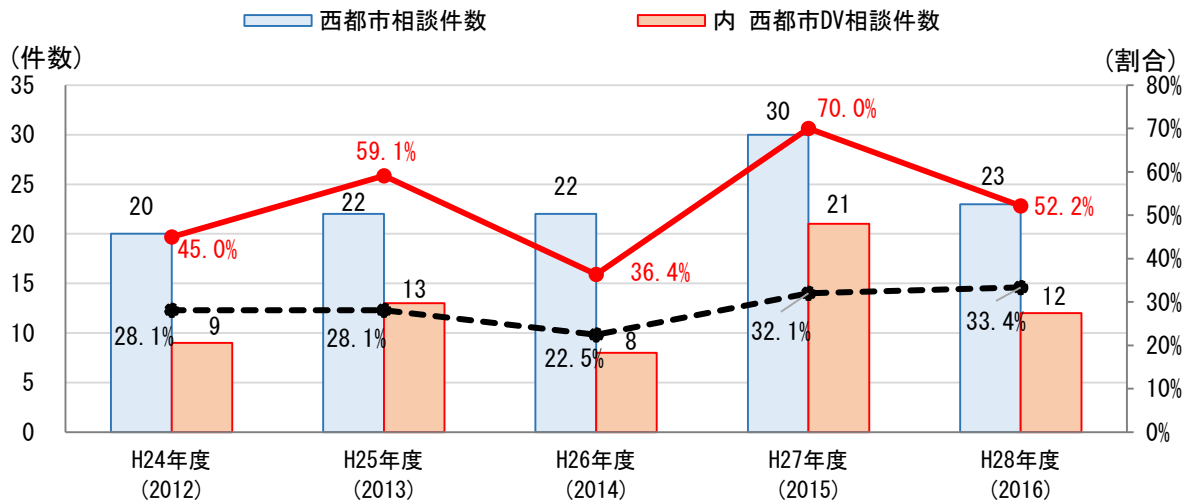
資料：宮崎県中央福祉こどもセンター

### (2) 西都市DV相談件数

宮崎県中央福祉こどもセンター（女性相談所）に寄せられた相談件数のうち、西都市の相談件数は、20～30件で推移しており、うちDV相談件数は、8～21件となっています。

西都市の相談件数に占めるDV相談割合は、宮崎県中央福祉こどもセンターのDV相談割合を大きく上回っています。

図表6 相談件数及びDV相談件数



資料：宮崎県中央福祉こどもセンター

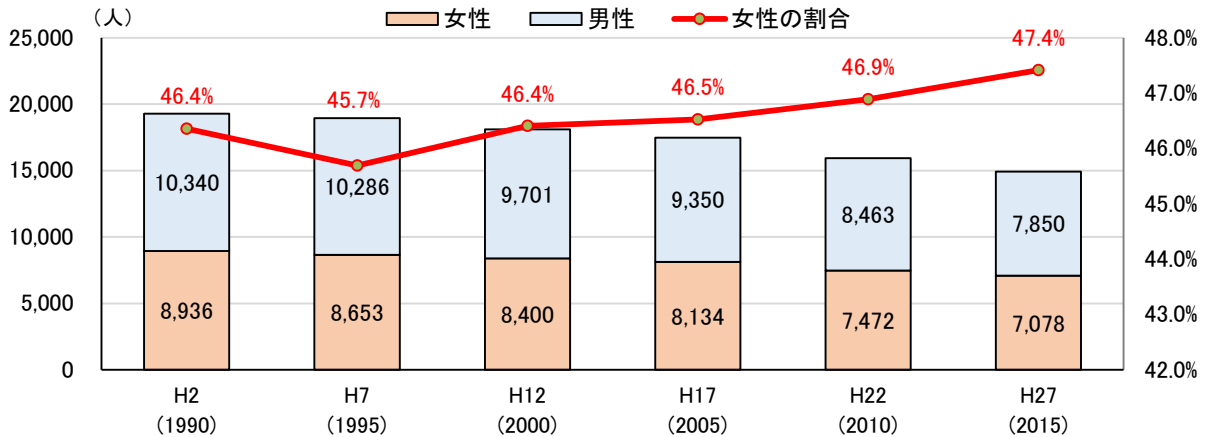
### 3 女性の活躍に関する状況

#### (1) 男女別就業者数、女性就業割合

西都市の就業者数は、男女ともに減少傾向にあります。

一方、就業者数に占める女性の割合は、平成7年（1995年）以降増加傾向にあり、平成27年（2015年）は47.4%となっています。

図表7 男女別就業者数、女性就業割合の推移

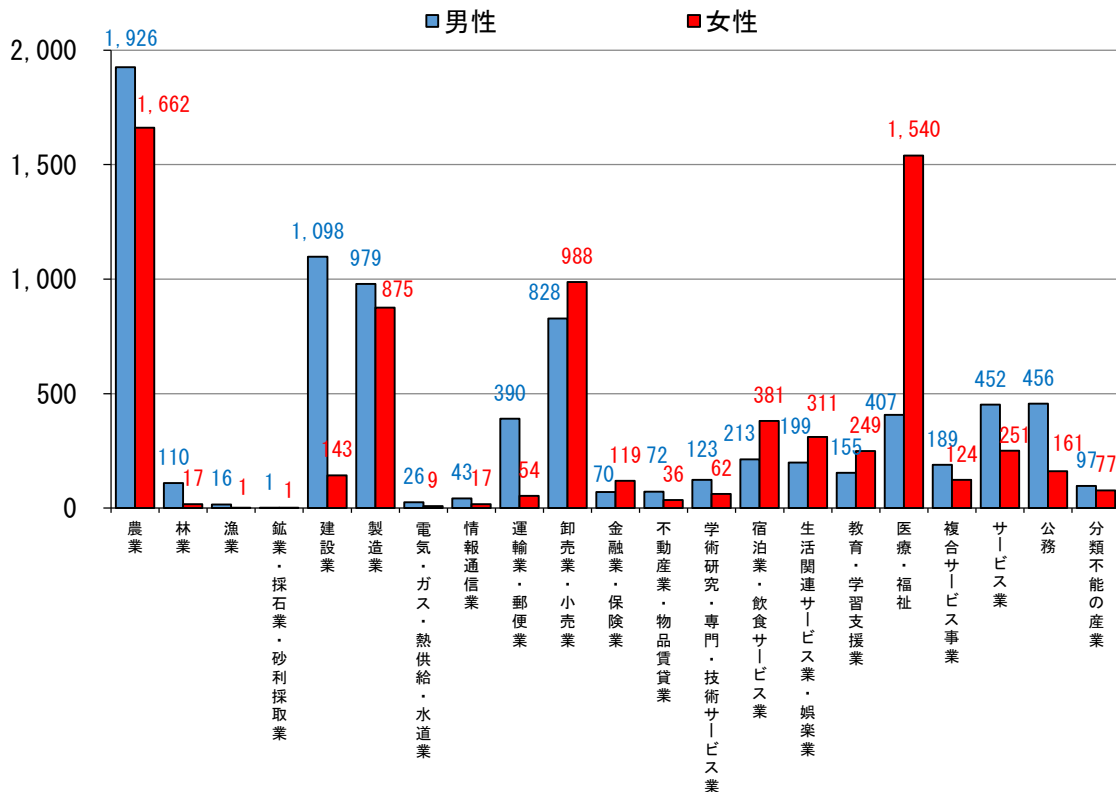


資料：総務省「国勢調査」

#### (2) 男女別産業分類別就業者数

西都市の男女別産業分類別就業者数をみると、男女ともに「農業」が最も多く、次いで女性は「医療・福祉」が多くなっています。

図表8 男女別産業分類別就業者数（H27(2015)）



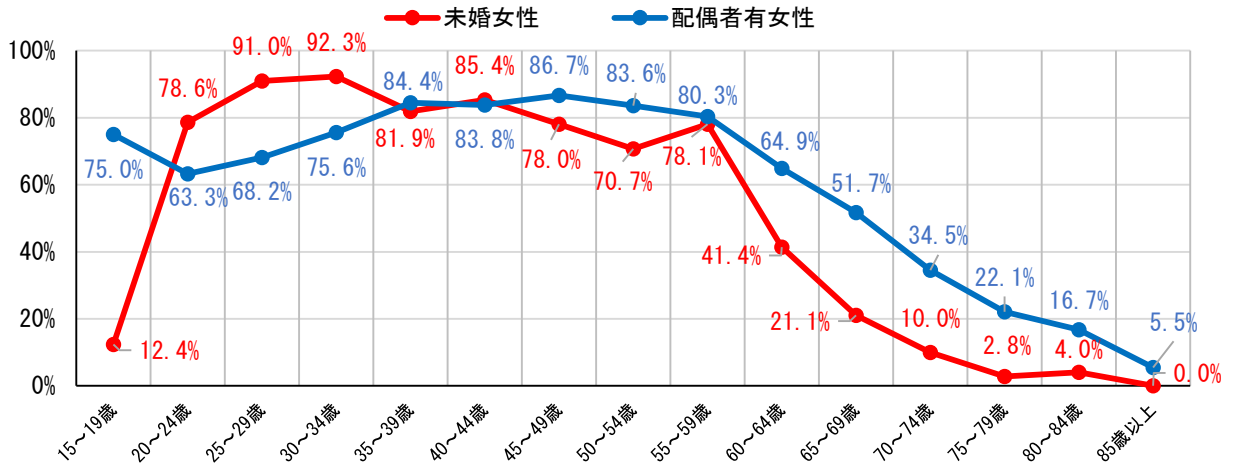
資料：総務省「国勢調査」

### (3) 女性労働力率

#### ①西都市年齢別婚姻別女性労働力率

西都市の年齢別婚姻別女性労働力率をみると、20歳から34歳までの配偶者有女性の労働力率は、婚姻や出産・育児などの要因により、未婚女性と比較し低くなっています。

図表9 西都市年齢別婚姻別女性労働力率(H27(2015))



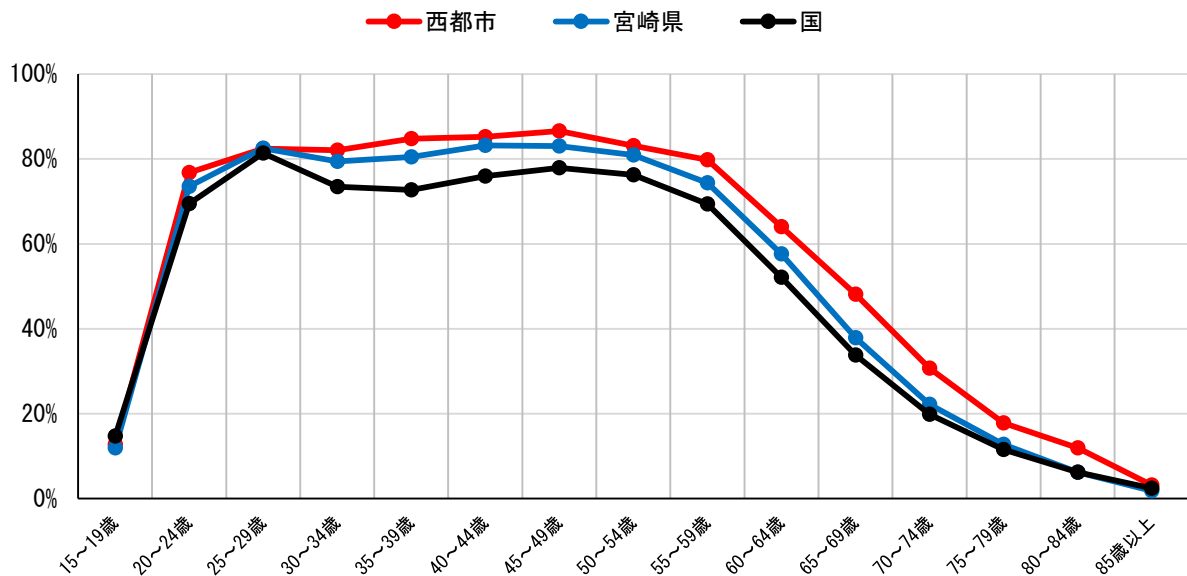
資料：総務省「国勢調査」

#### ②女性労働力率の他地域比較

西都市の女性労働力率を国・県と比較すると、西都市では、結婚や出産を機に退職する女性が少なく、子育て期における就業率の低下がみられない状況にあります。

※日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることから「M字カーブ」と言われています。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。

図表10 女性労働力率の他地域比較(H27(2015))



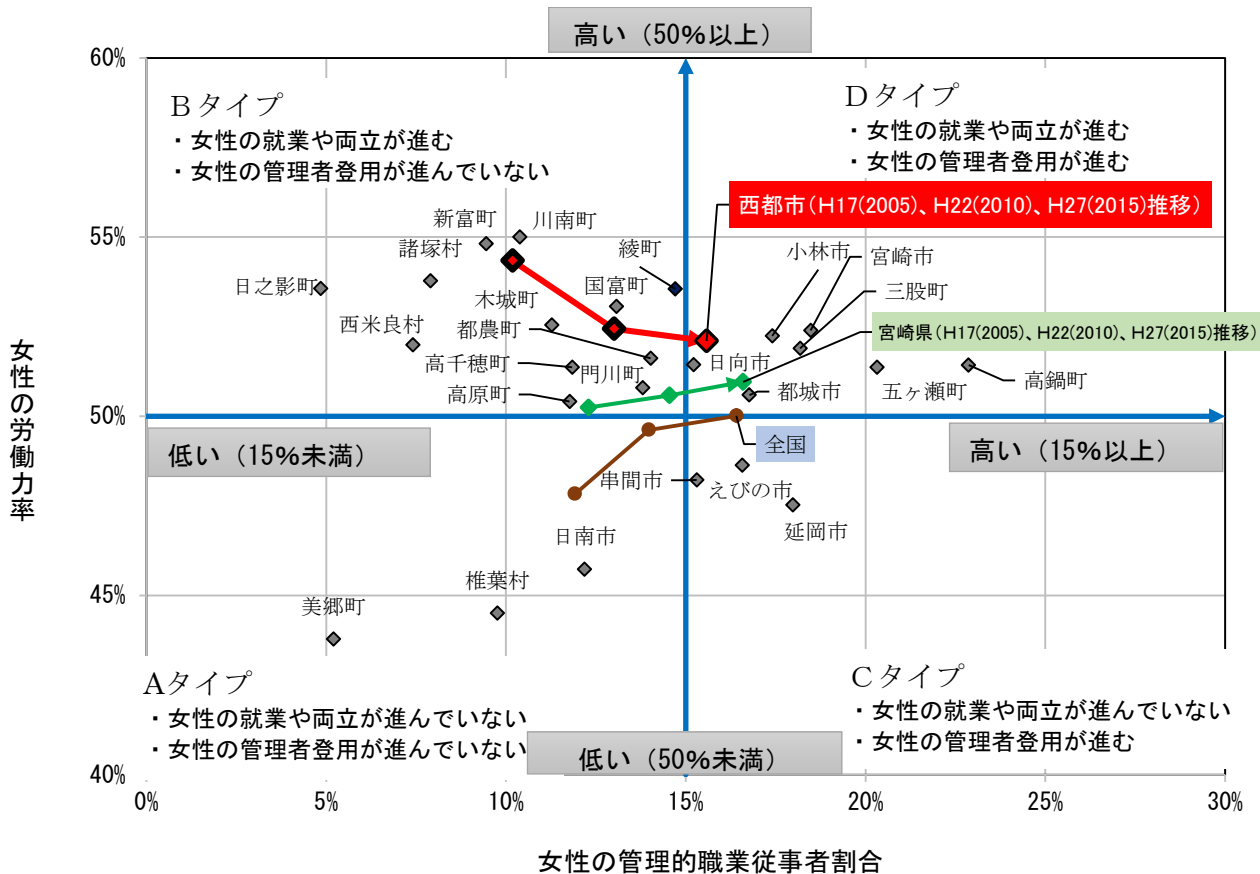
資料：総務省「国勢調査」



#### (4) 女性の管理的職業従事者割合及び労働力率

西都市の女性の平成 27 年（2015 年）の管理的職業従事者割合は、平成 17 年（2005 年）以降増加傾向にあるものの、国及び県と比較するとやや下回っています。一方、労働力率は、平成 17 年（2005 年）以降減少傾向にあるものの国及び県を上回っています。

図表 11 女性の管理的職業従事者割合及び労働力率比較（H27(2015)）

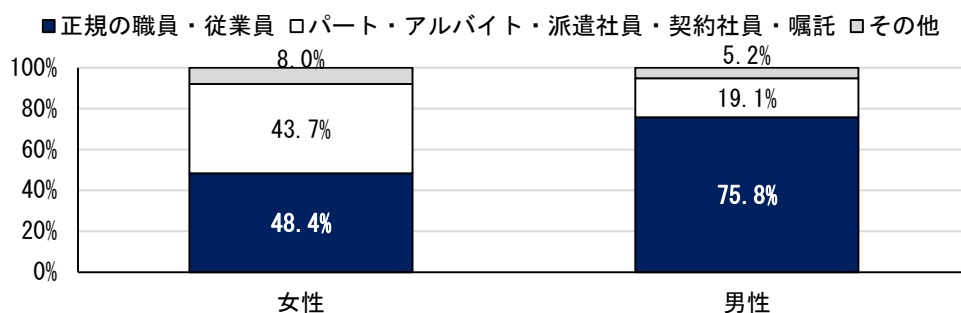


資料：総務省「国勢調査」

#### (5) 男女別雇用形態

西都・児湯地域における男女別雇用形態をみると、「正規労働者(正規の職員・従業員)」の割合は、女性が 48.4%に対し、男性が 75.8%と高く、「非正規労働者(パート・アルバイト・派遣社員・嘱託)」の割合は、女性が 43.7%に対し、男性が 19.1%と低くなっており、男女間の雇用形態に格差が生じています。

図表 12 男女別雇用形態（H24(2012)）



資料：総務省「就業構造基本調査」

## 4 西都市男女共同参画意識調査概要

### (1) 調査目的

平成26年(2014年)に策定した「西都市男女共同参画プラン改訂版(西都市DV防止基本計画を含む)」が5年目を迎えるにあたって、市民の意識の変化を調査し、今後のプラン策定の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

### (2) 調査方法等

図表13 調査方法等

対象	西都市在住の18歳以上の人、3,000人(男女各1,500人)
回収数、回収率	902人、30.1% (902人/3,000人)
調査時期	平成29年(2017年)10月
調査票の配布・回収方法	郵送法(郵送配布し、回答者が返送することで回収)

- ・百分率は小数第2位で四捨五入し、小数第1位までを示しているため、単一回答の回答比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問は、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・各データの集計母数(人数)は、n=で示しています。
- ・西都市の前回調査結果(平成24年度(2012年度))及び宮崎県調査結果(平成27年度(2015年度))との比較は、調査対象者の抽出方法等に若干の相違があります。

### (3) 調査結果

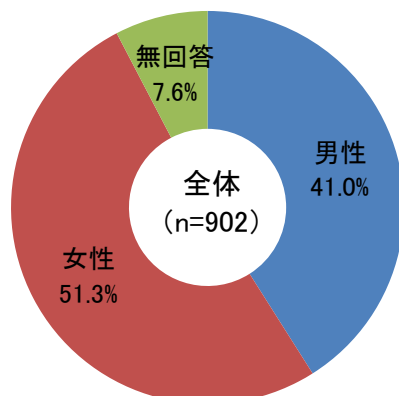
#### ①回答者属性

##### ◆性別・年代

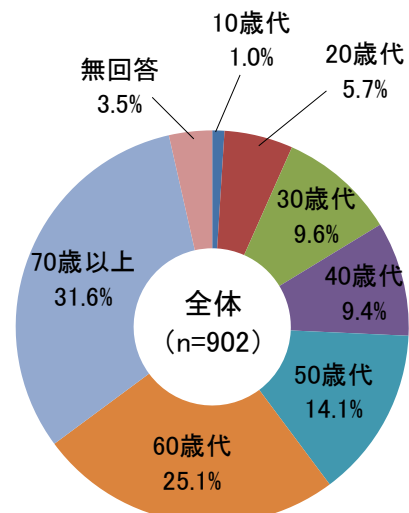
回答者の性別は、男性が41.0%、女性が51.3%で女性の回答者が多くなっています。

回答者の年齢は、70歳以上が31.6%と最も多く、次いで60歳代が25.1%となっており、回答者の半数以上が60歳以上となっています。

図表14 性別



図表15 年代

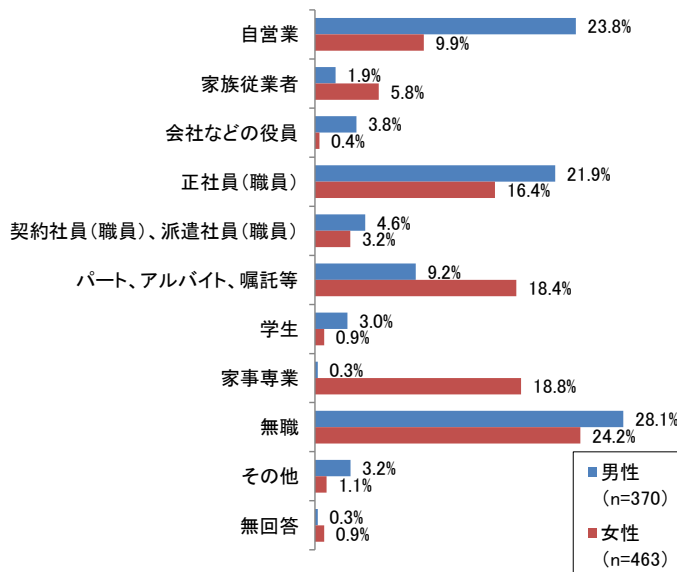


◆職業・婚姻の有無

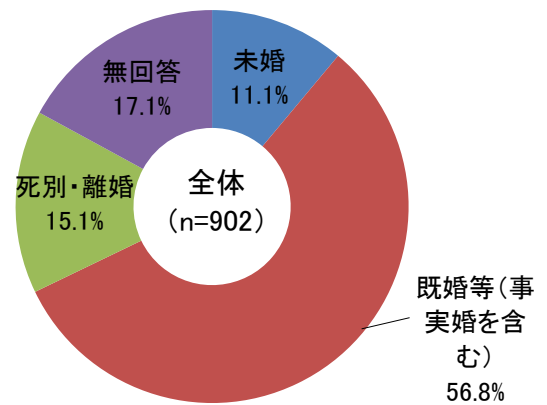
回答者の職業について、男女別では、「無職」を除いて、男性は「自営業」が23.8%と最も多く、次いで「正社員（職員）」が21.9%となっています。一方、女性は「家事専業」が18.8%と最も多く、次いで「パート、アルバイト、嘱託等」の18.4%となっています。

婚姻の有無について、「既婚」の方は56.8%、「未婚」の方が11.1%となっています。

図表 16 職業



図表 17 婚姻の有無



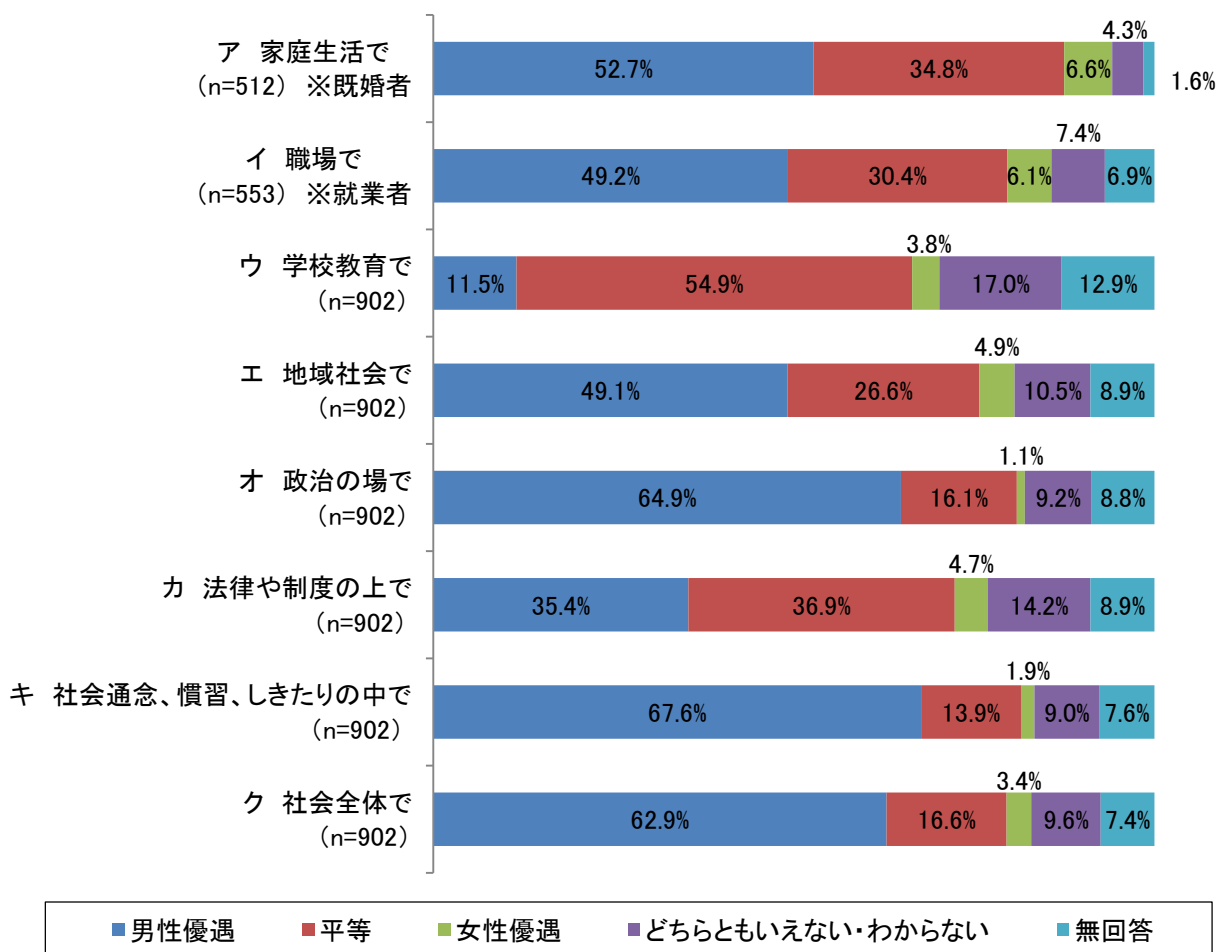
## ②男女平等に関する意識

### ◆分野別の男女平等意識

分野別の男女平等意識について、「男性優遇」の割合が50%を上回るのは、「社会通念、慣習、しきたりの中」が最も多く67.6%、次いで「政治の場」の64.9%、「社会全体」の62.9%、「家庭生活」の52.7%となっており、ほとんどの分野において未だ「男性優遇」と認識されています。

一方、「平等」が「男性優遇」を上回るのは、「学校教育」の54.9%、「法律や制度の上で」の36.9%だけとなっています。

図表 18 分野別の男女平等意識



◆ 「男は仕事、女は家庭」というような考え方

「男は仕事、女は家庭」というような考え方について、全体では「反対」が44.7%、「賛成」が20.0%で、「反対」が「賛成」を大きく上回っています。

性別でみると、「反対」は女性の53.1%に対し、男性が38.6%と女性が男性を大きく上回っています。

また、性別・年代別でみると、「賛成」が男女とも10～30歳代が高い割合を示しています。

「反対」の割合を前回調査と比較すると、今回調査（平成29年（2017年））の44.7%は、前回調査（平成24年（2012年））の36.6%を8.1ポイント上回っています。

宮崎県と比較すると、「反対」については宮崎県（平成27年（2015年））が57.6%で、西都市の今回調査（平成29年（2017年））44.7%を12.9ポイント上回っています。

図表 19 全体

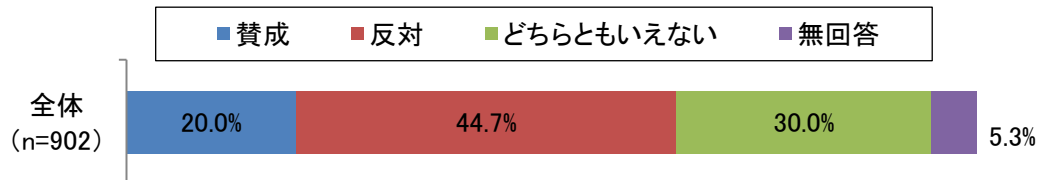
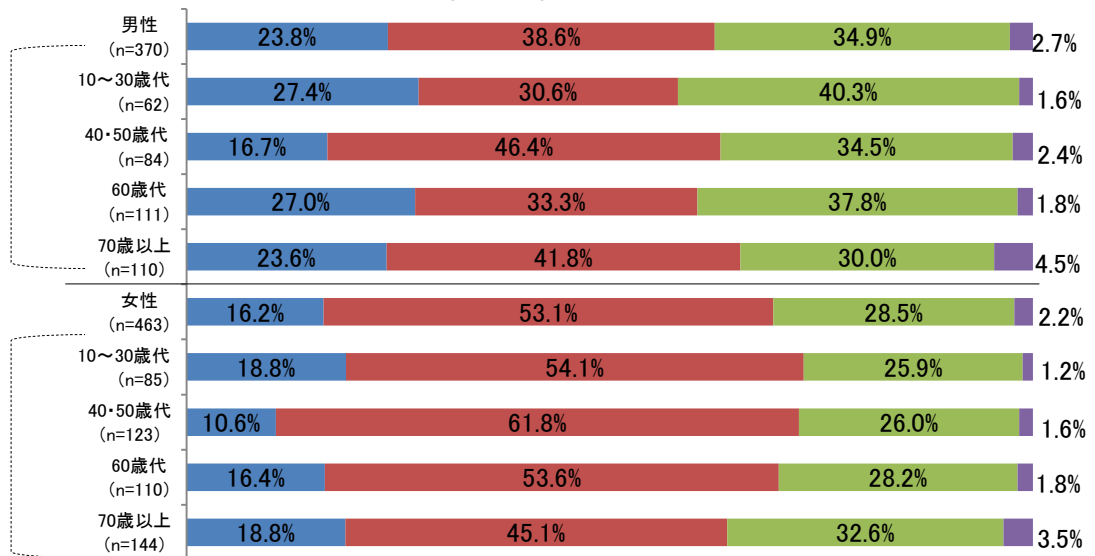
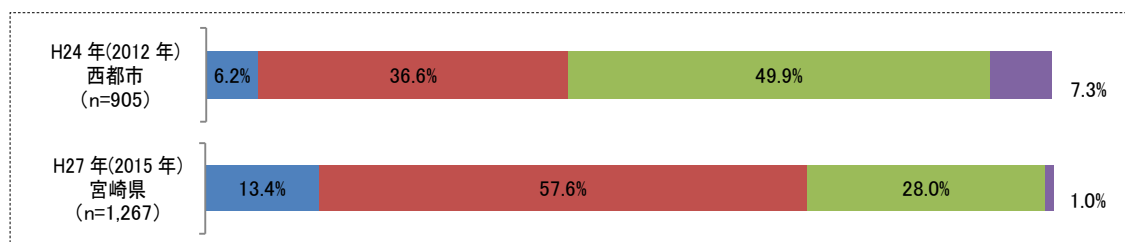


図 20 性別・年代別



図表 21 前回調査結果及び宮崎県調査結果

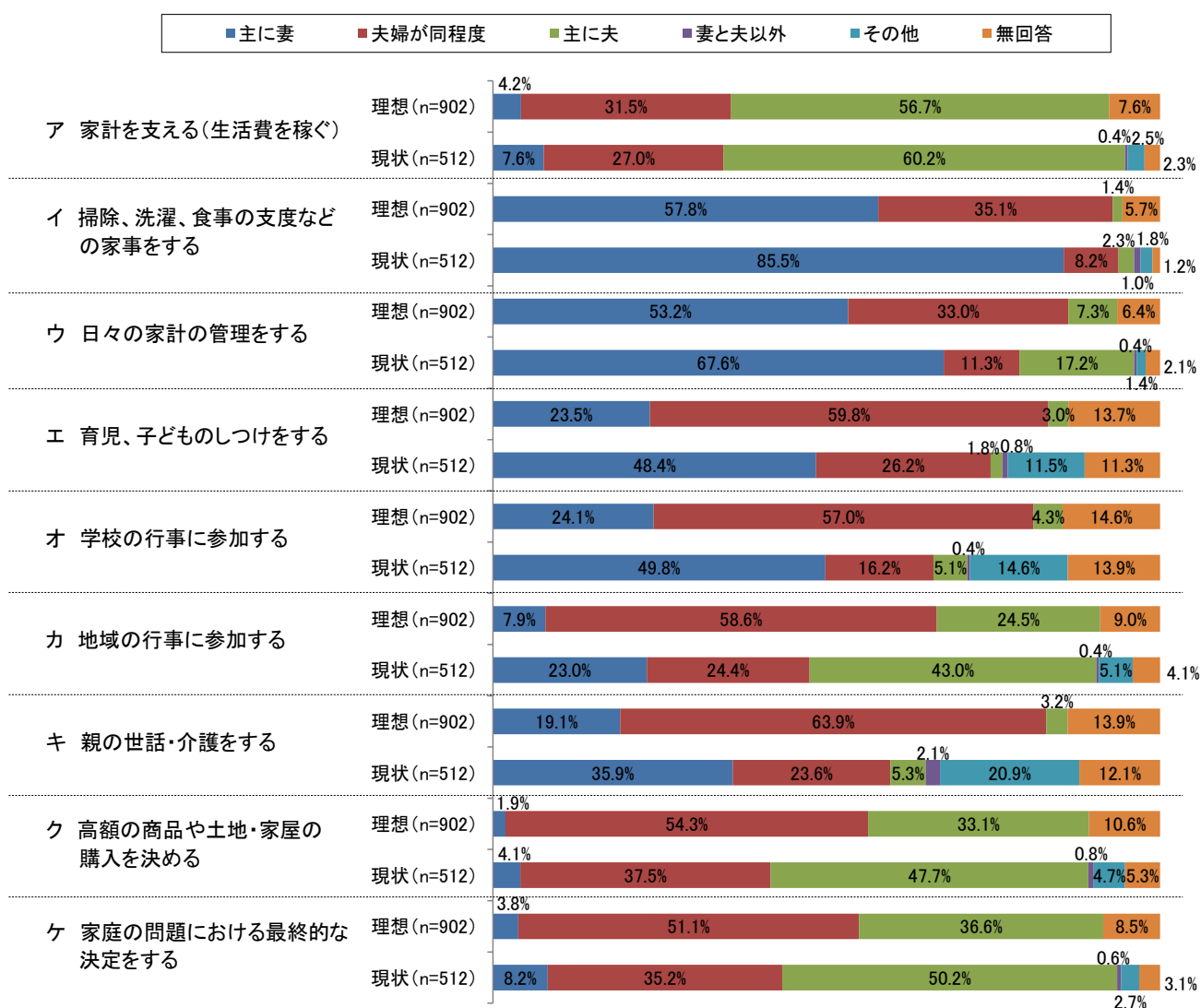


### ③家庭生活に関する意識

「理想」とする夫婦の役割分担について、主に夫は「ア 家計を支える（生活費を稼ぐ）」、主に妻では「イ 掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする」、「ウ 日々の家計の管理をする」、これらを除く分野においては、「夫婦が同程度」となっています。

一方、「理想」と「現実」の差異をみると「イ 掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする」、「ウ 日々の家計の管理をする」に加え、「エ 育児、子どものしつけをする」、「オ 学校の行事に参加する」、「キ 親の世話・介護をする」において、「主に妻」の割合が高くなっており、「女性は家庭」という現状が窺えます。

図表 22 全体



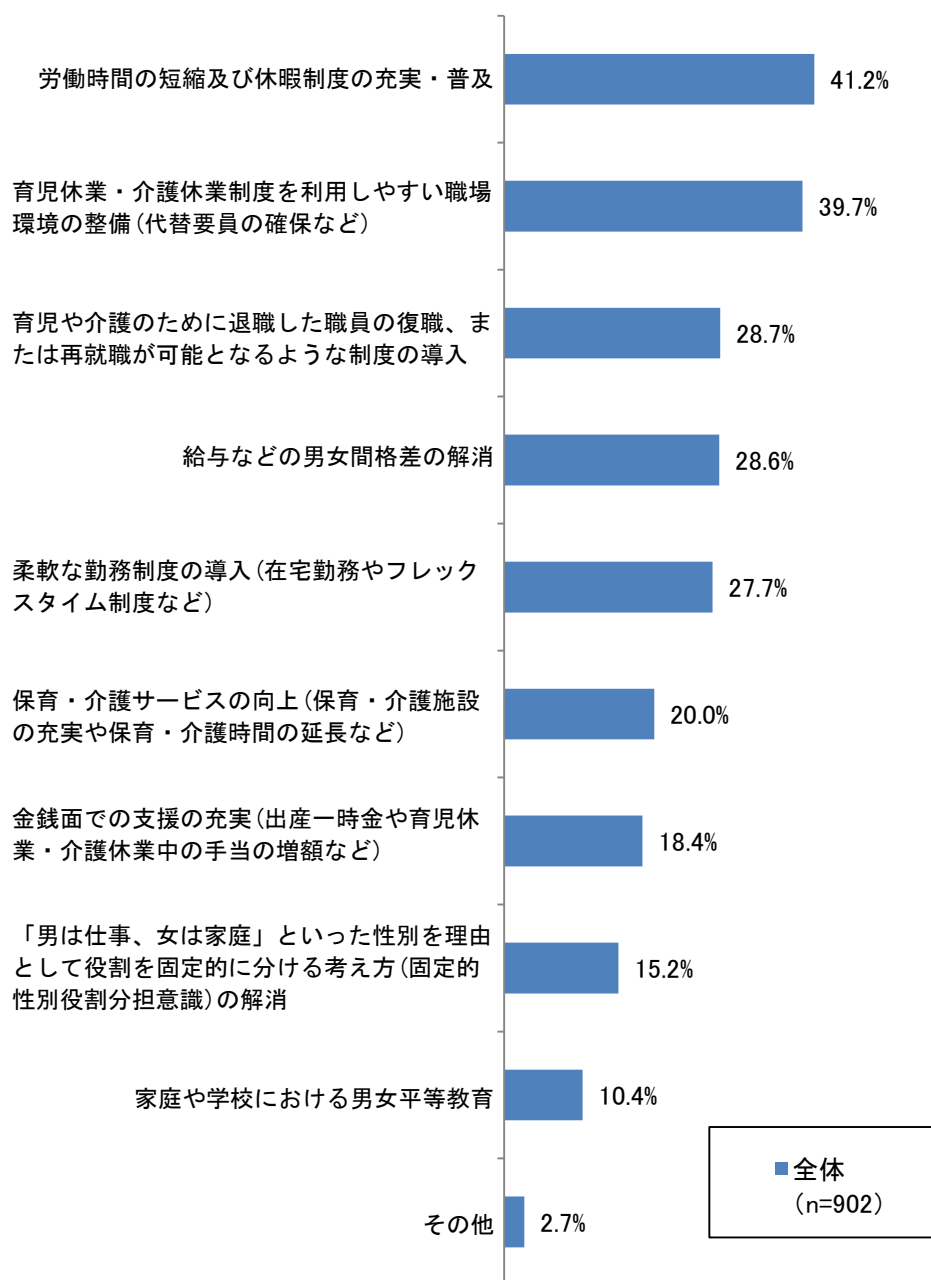
#### ④仕事と生活の調和について（ワーク・ライフ・バランス）

##### ◆仕事と家庭生活・地域活動の両立を可能とするために必要なこと

仕事と家庭生活・地域活動の両立を可能とするために必要なことは「労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及」が41.2%と最も高く、次いで「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備（代替要員の確保など）」が39.7%と、上位2項目の占める割合が高くなっています。

男女別にみると、10～30歳代の女性では「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備（代替要員の確保など）」が51.8%と最も高くなっています。

図表 23 全体



図表 24 性別

	男性				
	男性全体 (n=370)	10~30歳代 (n=62)	40・50歳代 (n=84)	60歳代 (n=111)	70歳以上 (n=110)
労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及	44.6%	59.7%	48.8%	44.1%	33.6%
育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備(代替要員の確保など)	38.6%	37.1%	38.1%	43.2%	36.4%
育児や介護のために退職した職員の復職、または再就職が可能となるような制度の導入	26.5%	24.2%	23.8%	29.7%	27.3%
給与などの男女間格差の解消	29.7%	33.9%	32.1%	27.9%	27.3%
柔軟な勤務制度の導入(在宅勤務やフレックスタイム制度など)	29.7%	37.1%	40.5%	30.6%	17.3%
保育・介護サービスの向上(保育・介護施設の充実や保育・介護時間の延長など)	19.2%	8.1%	17.9%	27.9%	18.2%
金銭面での支援の充実(出産一時金や育児休業・介護休業中の手当の増額など)	22.4%	29.0%	25.0%	23.4%	15.5%
「男は仕事、女は家庭」といった性別を理由として役割を固定的に分ける考え方(固定的性別役割分担意識)の解消	10.5%	17.7%	6.0%	10.8%	10.0%
家庭や学校における男女平等教育	8.6%	4.8%	6.0%	11.7%	10.0%
その他	3.5%	3.2%	1.2%	2.7%	6.4%

	女性				
	女性全体 (n=463)	10~30歳代 (n=85)	40・50歳代 (n=123)	60歳代 (n=110)	70歳以上 (n=144)
労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及	41.0%	48.2%	45.5%	42.7%	31.9%
育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備(代替要員の確保など)	40.6%	51.8%	36.6%	40.0%	37.5%
育児や介護のために退職した職員の復職、または再就職が可能となるような制度の導入	29.8%	29.4%	26.0%	34.5%	29.9%
給与などの男女間格差の解消	29.6%	30.6%	30.1%	28.2%	29.9%
柔軟な勤務制度の導入(在宅勤務やフレックスタイム制度など)	27.4%	38.8%	38.2%	21.8%	16.0%
保育・介護サービスの向上(保育・介護施設の充実や保育・介護時間の延長など)	21.4%	17.6%	26.8%	24.5%	16.7%
金銭面での支援の充実(出産一時金や育児休業・介護休業中の手当の増額など)	17.1%	21.2%	22.0%	12.7%	13.9%
「男は仕事、女は家庭」といった性別を理由として役割を固定的に分ける考え方(固定的性別役割分担意識)の解消	18.4%	15.3%	20.3%	26.4%	12.5%
家庭や学校における男女平等教育	11.4%	7.1%	9.8%	12.7%	14.6%
その他	1.7%	0.0%	1.6%	0.9%	3.5%



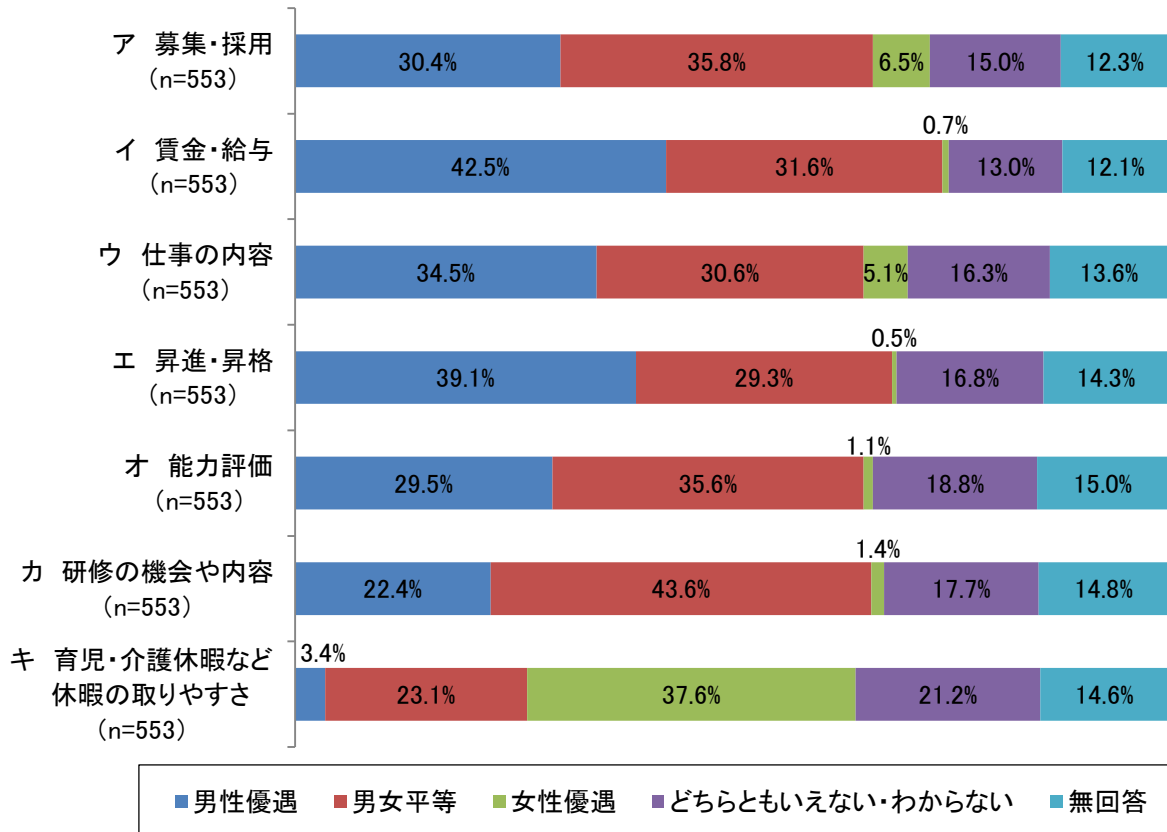
## ⑤就業に関する意識

### ◆職場での男女の格差

各項目における職場での男女の格差において、「育児・介護休暇など休暇の取りやすさ」以外は男性優遇の割合が高くなっています。

男性優遇の割合が最も高いのは「賃金・給与」の42.5%、次いで「昇進・昇格」の39.1%、「仕事の内容」の34.5%となっており、管理職への登用などの職場における男女格差がみられます。

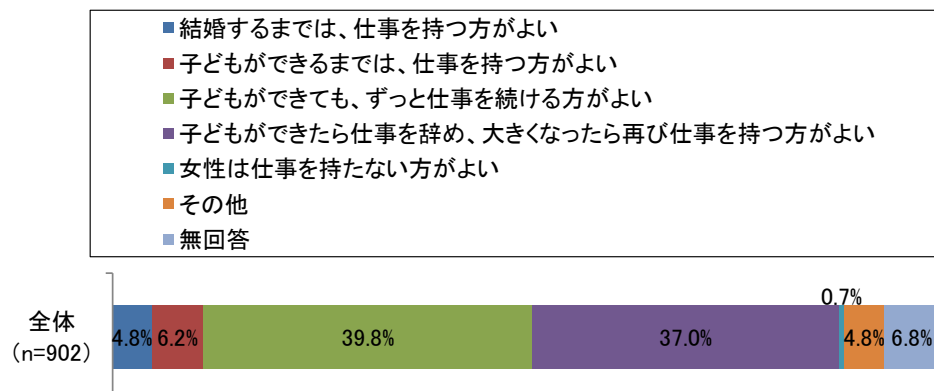
図表 25 全体



### ◆女性の就業の考え方について

女性の就業の考え方について「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」が39.8%と最も高く、次いで「子どもができたなら仕事を辞め、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が37.0%となっており、子どもの有無にかかわらず“就業賛成派”が多い状況にあります。

図表 26 全体

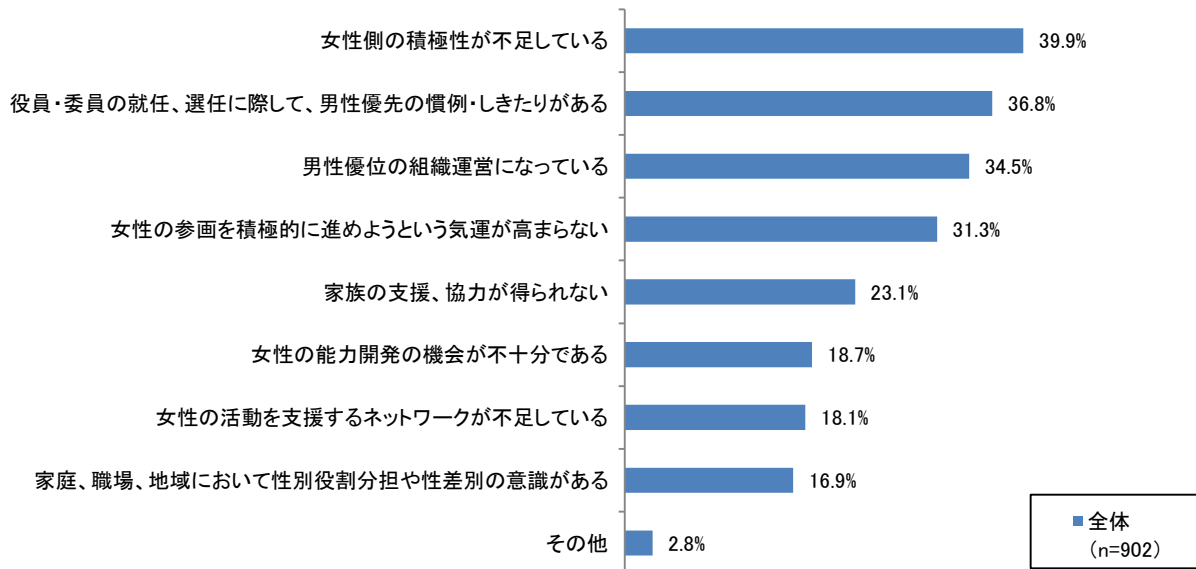


## ⑥政策の企画・方針決定に関する意識

### ◆政策の企画や方針決定の過程に女性が少ない理由

政策の企画や方針決定の過程に女性が少ない理由は、「女性側の積極性が不足している」が39.9%と最も高く、次いで「役員・委員の就任、選任に際して、男性優先の慣例・しきたりがある」の36.8%、「男性優位の組織運営になっている」の34.5%となっています。

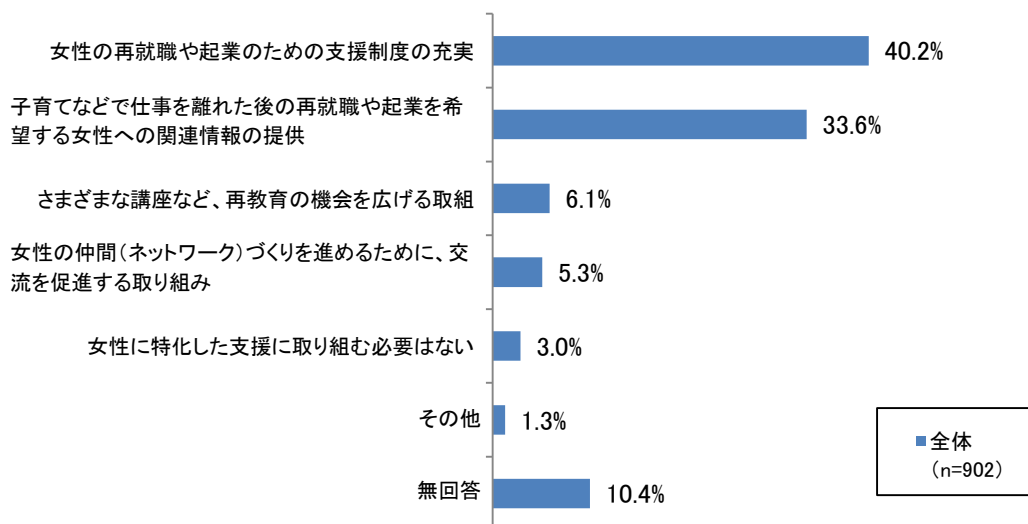
図表 27 全体



### ◆女性のチャレンジ支援のために必要な取組

女性のチャレンジ支援のために必要な取組では「女性の再就職や起業のための支援制度の充実」が最も高く40.2%、次いで「子育てなどで仕事を離れた後の再就職や起業を希望する女性への関連情報の提供」の33.6%と上位2項目がほかを大きく上回っています。

図表 28 全体

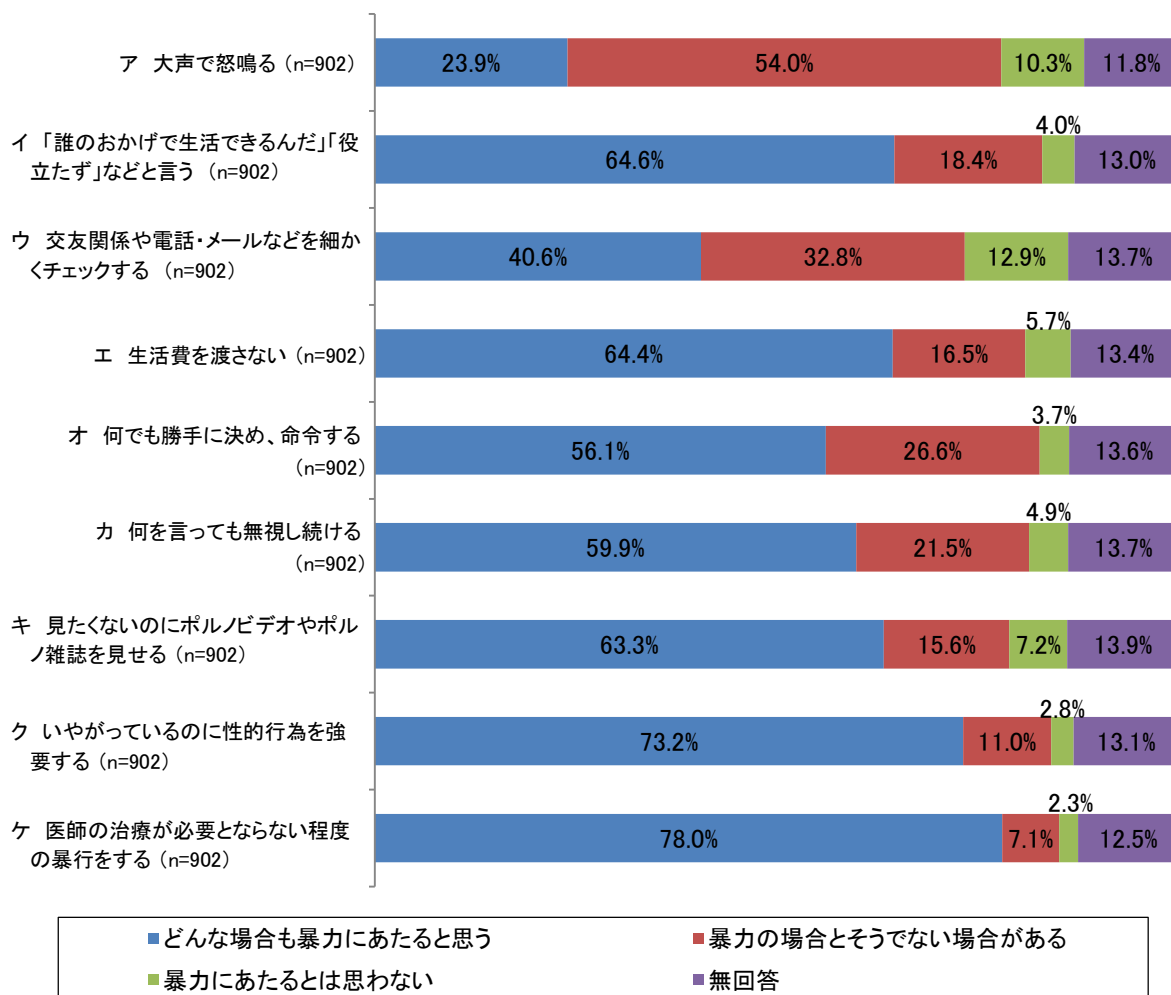


## ⑦DV防止・人権への配慮について

### ◆夫・妻・恋人からの暴力に対する意識

アからクのいずれもが一般的には暴力と認識されるものであるが、「どんな場合も暴力にあたると思う」の割合が最も低いのは「ア 大声で怒鳴る」の23.9%、次いで「ウ 交友関係や電話・メールなどを細かくチェックする」の40.6%、「オ 何でも勝手に決め、命令する」の56.1%となっています。

図表 29 全体



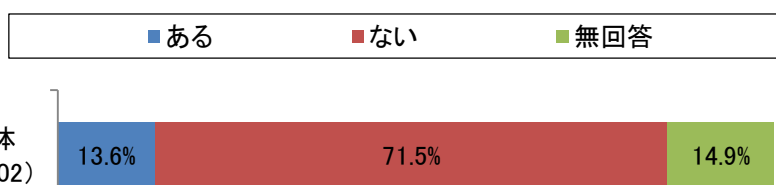
◆夫・妻・恋人からの暴力を受けた経験の有無

夫・妻・恋人からの暴力を受けた経験の有無について、暴力を受けたことが「ある」が13.6%となっています。

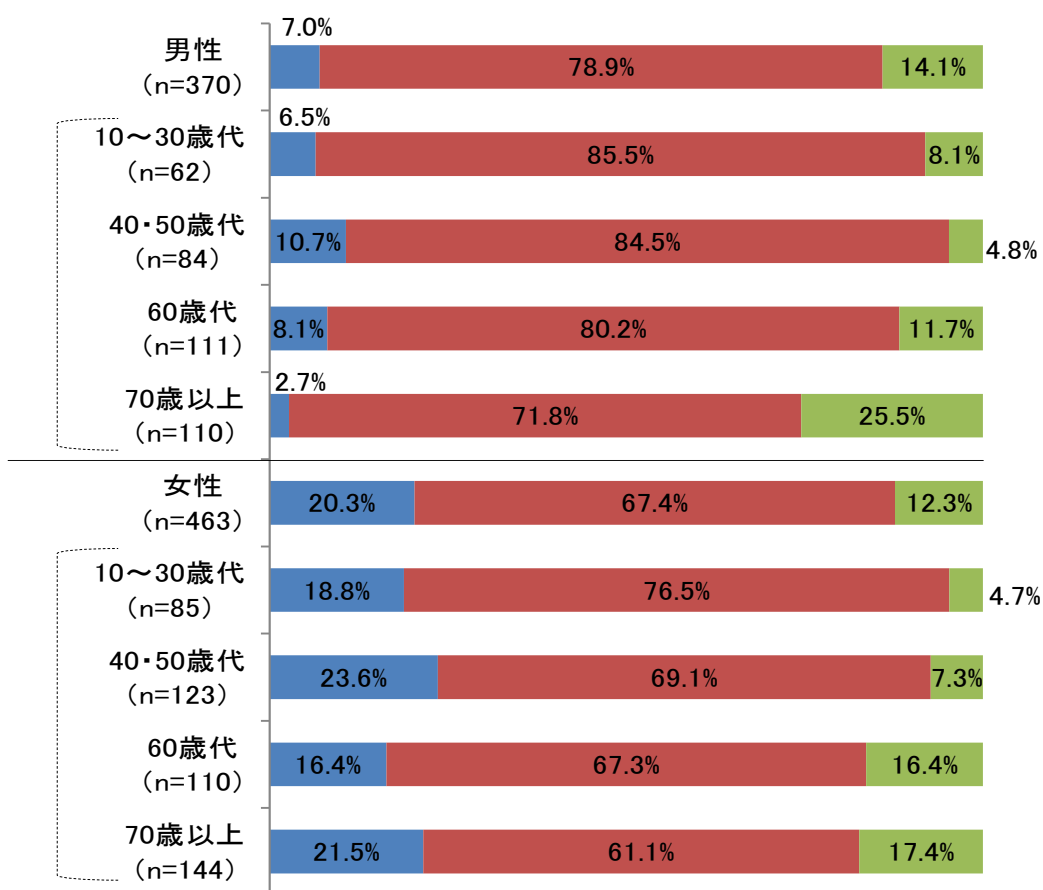
性別で見ると女性が20.3%と男性の7.0%を大きく上回っており、性別・年代別で見ると、40・50歳代の女性が23.6%で最も高くなっています。

前回調査（平成24年（2012年））と比較すると、今回調査（平成29年（2017年））では、暴力を受けたことが「ある」と回答した方の割合13.6%は、前回調査（平成24年（2012年））6.7%の約2倍となっています。

図表 30 全体



図表 31 性別・年代別



図表 32 前回調査



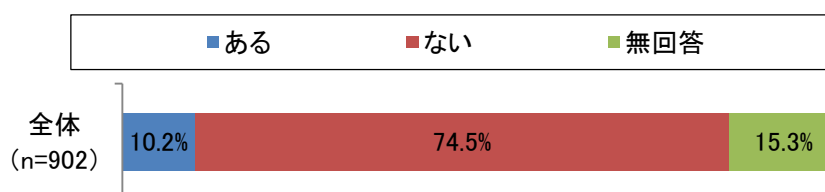
◆夫や妻、交際相手に暴力を行った経験の有無（加害者）

夫や妻、または交際相手に暴力を行った経験の「ある人」は全体では 10.2%となっています。

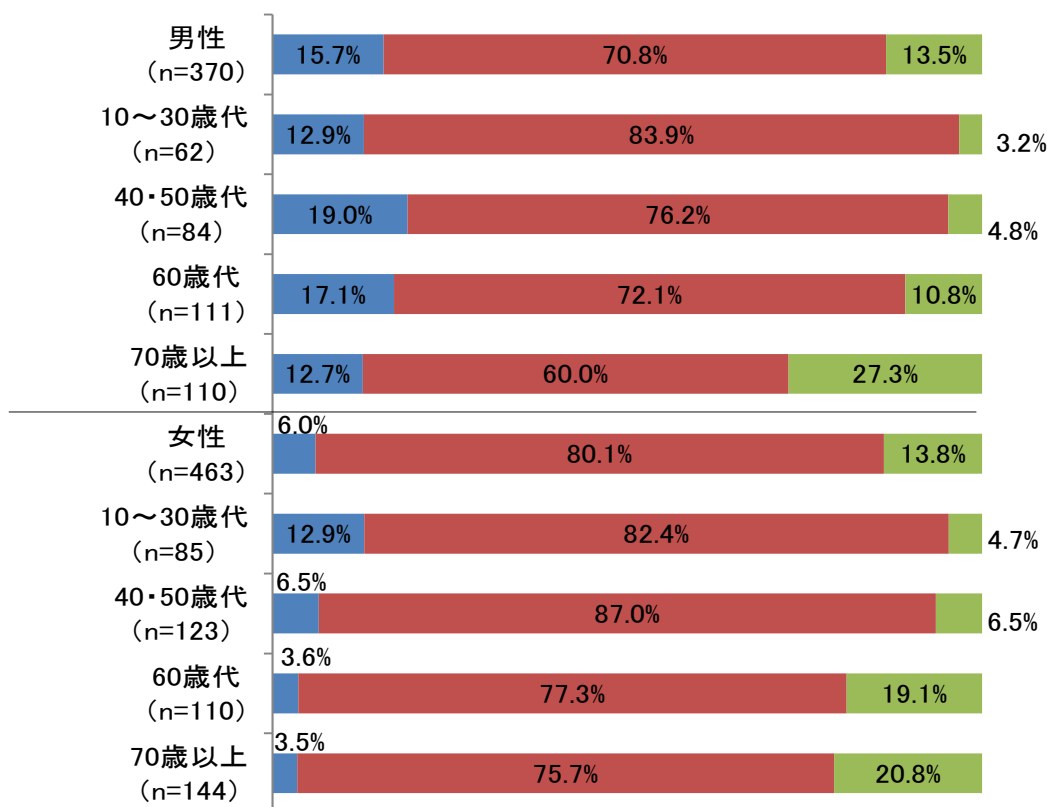
性別で見ると男性の 15.7%、女性の 6.0%となっており、性別・年代別では男性の 40・50 歳代の 19.0%が第 1 位、第 2 位は男性の 60 歳代となっています。

前回調査（平成 24 年（2012 年））と比較すると、暴力を行ったことが「ある人」は、今回調査（平成 29 年（2017 年））が 10.2%、前回調査（平成 24 年（2012 年））が 11.4%とほぼ同率となっています。

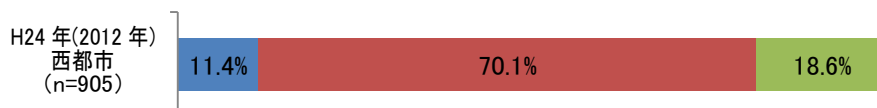
図表 33 全体



図表 34 性別・年代別



図表 35 前回調査



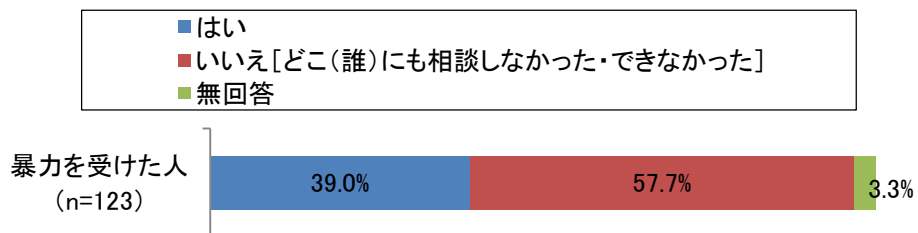
◆相談の有無

暴力を受けた人の中で、誰かに、どこかに「相談した人」は39.0%で「相談しなかった人」は55.7%となっており、「相談しなかった人」が18.7ポイント多い状況にあります。

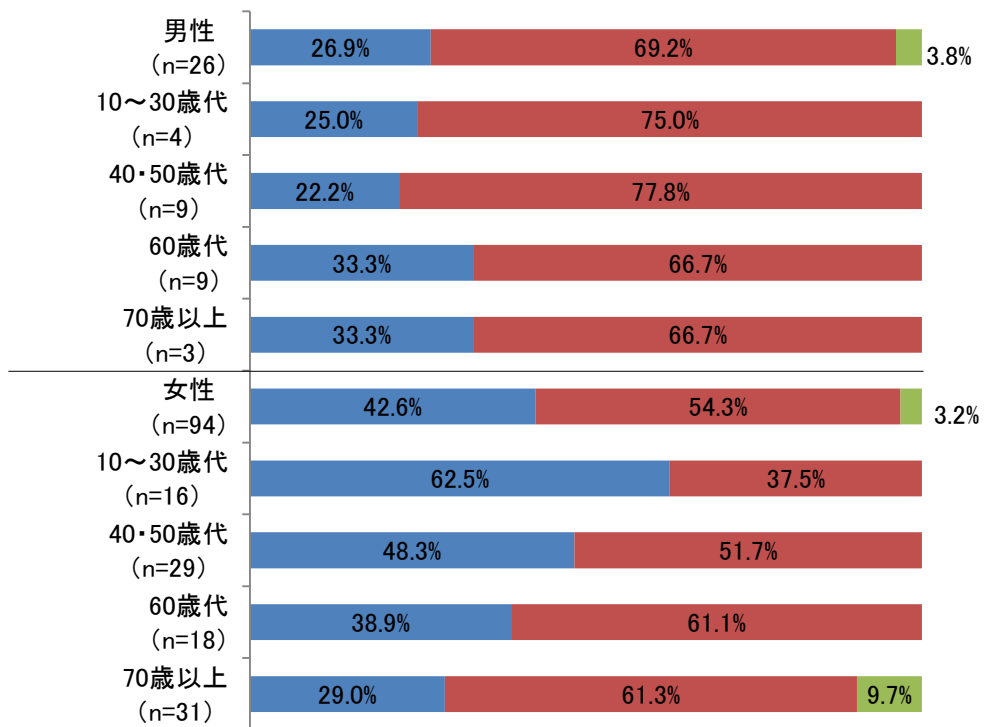
性別で見ると「相談した人」は、女性が42.6%と男性の26.9%を15.7ポイント上回っています。性別・年代別で「相談した人」の割合が最も高いのは女性10～30歳代の62.5%となっています。

前回調査（平成24年（2012年））と比較すると「相談した人」は今回調査（平成29年（2017年））が39.0%、前回は24.6%と、前回調査（平成24年（2012年））より14.4ポイント上回っています。

図表 36 全体



図表 37 性別・年代別



図表 38 前回調査



## ⑧男女共同参画社会づくりについて

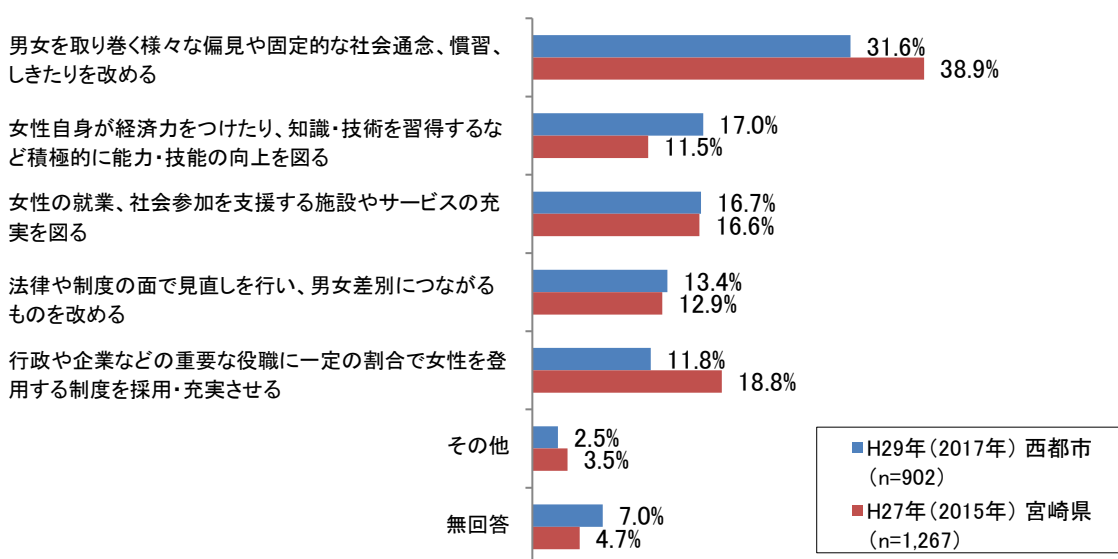
### ◆男女平等になるために重要なこと

男女平等になるために重要なことについて「男女を取り巻く様々な偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」が31.6%と最も高くなっています。

男女平等になるために重要なことについて、宮崎県の調査(平成27年(2015年))と比較すると、西都市及び宮崎県ともに「男女を取り巻く様々な偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」の占める割合が最も高くなっています。

次いで西都市は「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど積極的に能力・技能の向上を図る」が17.0%、宮崎県では「行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実させる」が18.8%となっています。

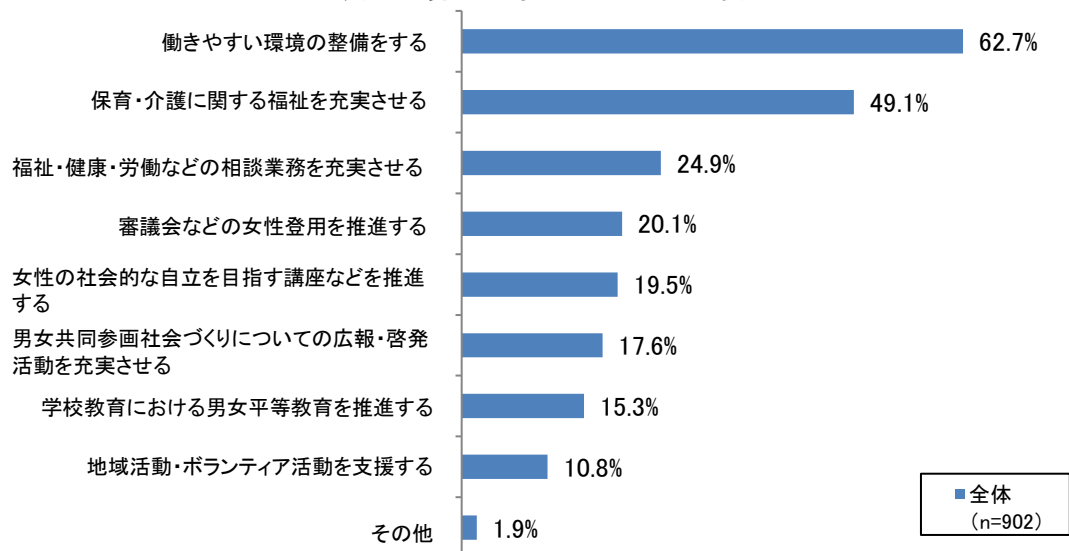
図表 39 男女平等になるために重要なこと



### ◆男女共同参画社会の実現に向け西都市(行政)が力を入れること

男女共同参画社会の実現に向け西都市(行政)が力を入れることについて「働きやすい環境の整備をする」が最も高く62.7%、次いで「保育・介護に関する福祉を充実させる」の49.1%、「福祉・健康・労働などの相談業務を充実させる」の24.9%が上位3項目となっています。

図表 40 男女平等になるために重要なこと







## 第3章

---

計画の基本的な考え方



# 1 基本理念

---

西都市男女共同参画推進条例では、6つの基本理念を設定し、男女共同参画を推進しています。第3次西都市男女共同参画プランにおいてもこの基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

## (1) 基本理念1：男女の人権が尊重される社会づくり

男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること

## (2) 基本理念2：社会における制度や慣行の見直し

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること

## (3) 基本理念3：意思の形成及び決定に参画する機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること

## (4) 基本理念4：家庭生活と職業生活との両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活と職業生活その他の社会生活とを両立できるようにすること

## (5) 基本理念5：性の相互理解及び健康な生活への配慮

男女が、お互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されること

## (6) 基本理念6：国際的な取組と協調

国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること

## 2 基本目標

---

### (1) 基本目標Ⅰ：男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、「男は仕事、女は家庭」という考えに代表される固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女が互いに認め合う男女共同参画社会づくりにつながる教育・啓発を進めます。

### (2) 基本目標Ⅱ：様々な分野における女性の活躍〔女性活躍推進計画〕

男性の長時間労働を前提とした従来の働き方は、家庭生活や地域活動等への主体的な参画を困難にし、さらには女性が仕事と家庭生活を両立することを困難にしていることから、職場、地域、家庭等あらゆる場面において女性の活躍のための取組を推進します。

様々な分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等など極めて重要であることから、積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の育成の取組を推進します。

### (3) 基本目標Ⅲ：安全・安心な暮らしの実現

非正規雇用労働者や単身高齢者並びにひとり親家庭等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援に取り組むとともに、女性が安心して暮らせるための環境整備に努めます。

また、災害時には、女性や子育て家庭のニーズが避難所運営等に反映されにくいことなどから、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入や防災対策の推進を図ります。

### (4) 基本目標Ⅳ：配偶者等からの暴力（DV）の根絶〔DV対策基本計画〕

配偶者等に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、あらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化します。

### 3 計画の体系

#### 基本理念

1. 男女の人権が尊重される社会づくり
2. 社会における制度や慣行の見直し
3. 意思の形成及び決定に参画する機会の確保
4. 家庭生活と職業生活との両立
5. 性の相互理解及び健康な生活への配慮
6. 国際的な取組と協調

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

##### 【重点目標Ⅰ-1】男女共同参画意識の醸成

- ① 男女共同参画を推進する広報啓発活動の充実
- ② 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

##### 【重点目標Ⅰ-2】男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ① 男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の充実
- ② 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

##### 【重点目標Ⅰ-3】すべての人の人権の尊重

- ① 人権尊重のまちづくり
- ② 人権擁護等の相談・支援体制づくり

#### 基本目標Ⅱ 様々な分野における女性の活躍【女性活躍推進計画】

##### 【重点目標Ⅱ-1】政策・方針決定過程への女性参画拡大

- ① 審議会等委員の女性登用推進
- ② 女性人材の育成・確保

##### 【重点目標Ⅱ-2】働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

- ① 雇用の場における男女間格差の解決
- ② 多様な働き方を支援するための就労環境の整備
- ③ 就業条件・環境の整備
- ④ 女性のチャレンジ・再雇用支援

##### 【重点目標Ⅱ-3】仕事と家庭・地域生活の両立支援体制の整備

- ① 仕事と生活との調和のための体制整備の促進

##### 【重点目標Ⅱ-4】農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立

- ① 男女共同参画意識の啓発

##### 【重点目標Ⅱ-5】地域社会における男女共同参画の促進

- ① 地域活動における女性の参画促進
- ② 市民と行政との協働によるまちづくり・市民活動の推進
- ③ 国際理解・協力の推進

#### 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

##### 【重点目標Ⅲ-1】生涯にわたる健康支援

- ① 性と妊娠・出産等に関する権利に対する意識の浸透・支援
- ② 健康の保持増進のための取組の推進

##### 【重点目標Ⅲ-2】困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ① 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実
- ② 高齢者・障がい者の生活や社会参画に対する支援の充実
- ③ ひとり親家庭への支援の充実

##### 【重点目標Ⅲ-3】防災対策の分野における男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- ② 地域防災活動における女性参画の推進

**基本目標Ⅳ 配偶者等からの暴力（DV）の根絶【DV対策基本計画】**

**【重点目標Ⅳ-1】DV防止の推進**

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② セクシュアル・ハラスメント対策の推進

**【重点目標Ⅳ-2】安心して相談できる体制づくり**

- ① 相談体制の充実
- ② DV被害者の安全・安心の確保

## 第4章

---

具体的施策の展開



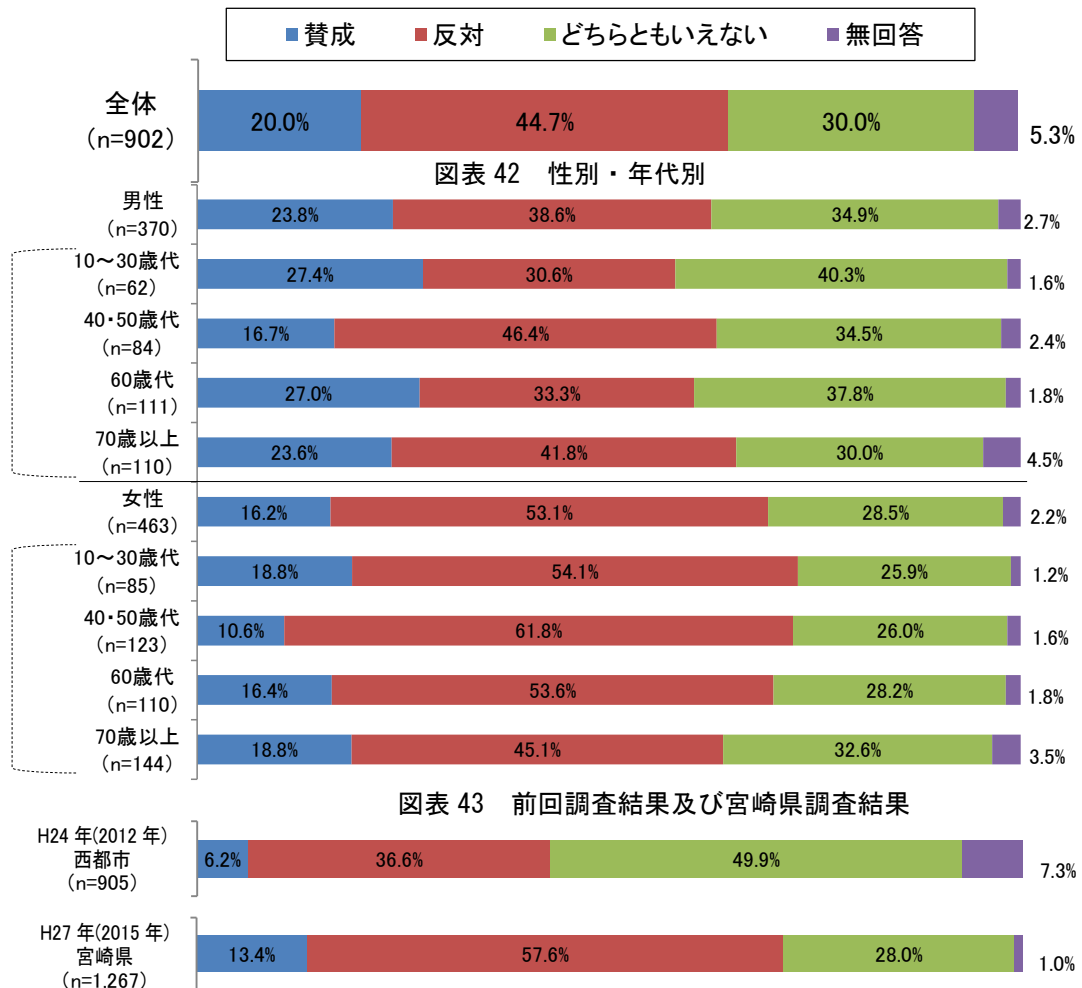


## 【基本目標 I】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

### 【重点目標 I-1】 男女共同参画意識の醸成

私たちの暮らしの中には、性別に基づく固定的な役割分担意識\*が根強く残っています。性別にとらわれることなく、自らの意思によって、あらゆる分野に参画する機会が確保されるためには、男女が互いに尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合い、多様な生き方を認め合うことが重要です。平成 29 年度（2017 年度）に実施した「西都市男女共同参画意識調査」によると、44.7%の人が「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対であると回答しているのに対し、20.0%の人が賛成であると回答しています。少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した今日、職場や地域、家庭等あらゆる場面において、性別に関係なく互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合っていく男女共同参画の視点に立った社会づくりが必要です。そのためには、男女共同参画に関する認識と理解を深めるとともに、定着させていくことが大切であり、メディア\*\*等を通じて広報・啓発活動を積極的に行います。

図表 41 「男は仕事、女は家庭」というような考え方(再掲)



\*固定的な役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

\*\*メディア：情報を人々に伝える機関や事業、システムなど。特に、大量の情報を紙（新聞や雑誌、広告）や電波（テレビやラジオ）、通信（インターネット）を通じて大衆に伝達する媒体をマスメディアと呼ぶ。

### ①男女共同参画を推進する広報啓発活動の充実

- 男女共同参画社会に対する市民の認識と理解を深めるため、市が発行する広報紙やホームページ、SNS\*等を通じて、意識向上の啓発を推進します。 【総合政策課】
- 男女共同参画の理解促進を図るため、男女共同参画講座や講演等を開催し、広報・啓発活動や意識向上の啓発に努めます。 【市民協働推進課】
- 「男女共同参画週間\*」や「人権週間・人権啓発強調月間\*」を通じて男女平等の認識を深めるとともに、市民への情報提供を図ります。 【市民協働推進課】

### ②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

- 職場・学校・地域・家庭など、あらゆる分野において、男女共同参画の理解を図るため、各年代に応じた広報・啓発に努めます。 【市民協働推進課】
- 社会における活動において、男性と女性が中立的でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるよう、相談体制の充実に努めます。 【市民協働推進課】

---

※SNS：ソーシャルネットワーキングサービス又はソーシャルネットワーキングサイトの略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。

※男女共同参画週間：男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度(2001年度)から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。

※人権週間・人権啓発強調月間：1948年（昭和23年）12月10日、国際連合の第3回総会において、世界の全ての人々と国々々が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択された。これを記念して、わが国では毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定めており、この週間中に、全国各地において集中的な人権啓発活動が行われる。また本県では、8月を「人権啓発強調月間」と定め、人権の大切さについて考えるきっかけとなるような様々な取組を行っている。

## 【重点目標1-2】男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現には、子どもの頃からの教育や意識啓発が大きく影響します。次世代を担う子どもたちが性別によって個々の可能性を阻まれることなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等の考えに基づいた教育を推進し、一人一人の個性を尊重した教育や進路選択指導を行うことが重要です。

また、男女共同参画の考え方を社会全般に定着させるため、人生を通じたそれぞれの段階ごとに、男女が共に生涯にわたり男女共同参画の視点を学んだり、あらゆる場への参画を促す環境づくりや学習機会の充実に努めます。

### ①男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の充実

○学校教育において人権感覚を十分に身に付けるための指導の充実に努め、男女平等意識の醸成に努めます。 **【教育政策課】**

○学校教育において男女平等教育が適切になされるよう、教育関係者に対する意識の啓発や研修体制の充実に努め、関係機関への働きかけを図ります。 **【教育政策課】**

○生涯学習等、市民を対象とした社会教育の場を通じて、男女共同参画推進に関する学習や意識の啓発に努めます。 **【社会教育課】**

○相手の立場を理解し、助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親になる人などを対象とした家庭教育に関する学習機会の提供を図るとともに、情報の提供にも努めます。 **【社会教育課】**

○人権教育・道徳教育・健康教育（性教育）等について、子どもの発達段階に応じた適切な教育を行います。 **【教育政策課】**

○市民が男女共同参画の視点に立って、インターネットや携帯電話等の多種多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、選択し、活用する能力（メディア・リテラシー<sup>※</sup>）の啓発に努めます。 **【市民協働推進課】**

### ②多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

○固定的な性別による役割分担意識を解消し、それぞれの個性と能力に応じた進路指導と相談体制の充実に努めます。 **【教育政策課】**

○市民一人一人が充実した人生を送ることを目指し、生涯にわたって行う学習への支援に努めます。 **【商工観光課】【社会教育課】**

○職業能力開発事業<sup>※</sup>など各種講座等の開催や情報の提供の充実に努め、女性が自らの意識と能力を高めるための教育・学習機会の充実に努めます。 **【商工観光課】【社会教育課】**

※メディア・リテラシー：メディアからの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

※職業能力開発事業：行政・団体等が市民の技術力、能力を高めるための研修会・講座等を開設して就業機会の拡充を支援する事業。

### 【重点目標 I-3】すべての人の人権の尊重

男女共同参画社会は、一人一人の人権が尊重され、性別によって差別されないことが重要です。そのため、人権擁護等の相談・支援体制の充実を図り、積極的な情報の提供によって、男女個人の人権を尊重するための基盤づくりが求められています。

日常生活において性別役割分担の固定的なイメージを植え付ける表現や差別的な表現、男女の人権を侵害するおそれのある表現なども見受けられます。また、近年ではインターネット等を通じて子どもたちに深刻な問題を発生させるなど、社会問題化しています。今後も、人権尊重に向けた広報・啓発活動を実施するとともに人権尊重のための支援に取り組みます。

#### ①人権尊重のまちづくり

○「人権啓発強調月間」や「人権週間」に合わせ、人権啓発活動を推進します。

【市民協働推進課】

○行政・警察・地域・企業・学校が連携して児童の安全確保、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取組に努めます。

【生活環境課】【教育政策課】

#### ②人権擁護等の相談・支援体制づくり

○学習・研修機会の充実など人権侵害防止のための市民への意識啓発を推進し、個人の人権が尊重される社会づくりに努めます。

【市民協働推進課】

○人権擁護等の相談事業や情報提供等の充実を図り、市民のニーズに合った窓口づくりに努めます。

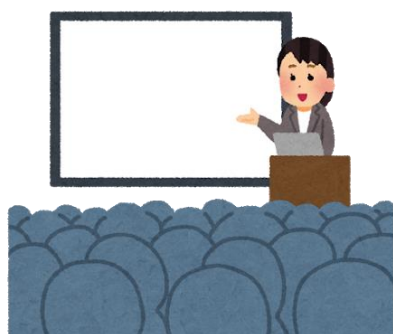
【市民協働推進課】

○市民・地域活動との連携を図り、人権擁護のための取組強化に努めます。

【市民協働推進課】

図表 44 【基本目標 I 成果指標】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

事業	成果指標	所管課	現状値	目標値
男女共同参画意識の啓発	固定的な性別役割分担を否定する人の割合	市民協働推進課	44.7%	50.0%
男女共同参画講演会講師派遣事業	講師を派遣した団体数	市民協働推進課	5団体	6団体
働く婦人の家における各講座	男性対象講座数	商工観光課	—	2講座
生涯学習事業	生涯学習講座への参加者数に占める女性の人数	社会教育課	総数 604 人 女性 448 人	総数 700 人 女性 520 人



## 【基本目標Ⅱ】 様々な分野における女性の活躍【女性活躍推進計画】

### 【重点目標Ⅱ-1】 政策・方針決定過程への女性参画拡大

職場や地域、家庭など様々な分野で、男女が平等に参画する機会を得ることは、多様な意見を反映する観点から極めて重要です。

特に市の政策・方針を検討する審議会などでは、性別に偏りがなく、社会の対等な構成員として、共に参画することが必要です。本市において審議会などの女性委員の登用について、男女が共に意思決定過程に積極的に参画し、責任を担うとともに、多様な意思が政策・方針決定に公平・公正に反映されるために、女性の意欲と能力を高め、様々な分野で活躍できる取組を進めます。

#### ① 審議会等※委員の女性登用推進

○ 審議会等への女性の登用について目標値を達成するために、積極的な女性登用を図るとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。 【全庁】

○ 審議会等への女性登用の必要性を啓発するために、市職員等に対して男女共同参画に対する意識の啓発に努めます。 【市民協働推進課】

○ 市役所における女性職員の管理職への登用や職域拡大に努めます。 【総務課】

○ 管理指導的な立場への女性登用を図るよう、各種公共団体、民間団体・企業等へ要請し、あらゆる機会における女性の積極的登用を促進します。 【市民協働推進課】

#### ② 女性人材の育成・確保

○ 幅広い分野からの女性の登用を促進するために、女性の人材情報の収集に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人材の発掘に努めます。 【全庁】

○ 女性が活躍できる能力を身につけるため、様々な分野における女性への学習機会の提供を図ります。 【商工観光課】【社会教育課】

○ 様々な分野への女性の参画を促進するため、啓発や学習・研修活動等を通じて、女性の人材育成を図ります。 【市民協働推進課】



※審議会等：審議会等とは、審議会のほかに協議会、審査会、調査会、委員会、会議等の名称を持つものがある。これらは、法令もしくは条例等を根拠に設置されるものをいう。

## 【重点目標Ⅱ-2】働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

男女の就業に関しては、昭和 60 年（1985 年）に「男女雇用機会均等法<sup>\*</sup>」が成立し、改正を経て現在に至っているほか、平成 7 年（1995 年）には男女が子育てや介護を続けながら働き続けられるよう「育児・介護休業法<sup>\*</sup>」が改正されました。また、パートタイマーの労働環境や待遇などの正社員との格差の問題の解決に向けて、平成 20 年（2008 年）に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（改正パートタイム労働法）」が施行されました。

さらに、職業における男女間の格差の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>\*</sup>の実現を目指し、女性の個性と能力が十分に発揮できるよう平成 27 年（2015 年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。このように、男女が平等な立場で共に働ける環境整備を促進するための法制度は整備されてきていますが、実際に職場の環境が整備されるためには、企業などにおいて正しく法律が理解され、遵守されることが必要不可欠です。

働きたい女性が妊娠中及び出産後も継続して働き続けられるよう職場環境の整備と再就職制度の充実や能力開発への支援、男性も育児・介護等ができる環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

### ①雇用の場における男女間格差の解決

○男女雇用機会均等法の履行確保のため、関係機関と連携しながら、企業・事業者に対する周知を図ります。 **【商工観光課】**

○各種の広報等を通じて、就労における男女平等意識が浸透するように努めます。

**【総合政策課】【市民協働推進課】**

○職場などにおいて、働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を促進します。 **【総務課】【商工観光課】**

○企業・事業者における女性の能力発揮のための積極的な取組の促進を図るため、関係機関と連携しながら情報の提供等を推進します。 **【商工観光課】**

○セクシュアル・ハラスメント<sup>\*</sup>に関する雇用管理上の配慮を徹底し、企業・事業者に対する意識の啓発を促進します。 **【市民協働推進課】【商工観光課】**

※男女雇用機会均等法：職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

※育児・介護休業法：労働者の仕事と育児や介護を両立できるように支援するための法律。民間事業主に対して、雇用した男女労働者から、育児や介護の申請があった場合、雇用関係を継続したまま、一定期間の休暇を与えることを認めるよう義務付けている。

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状況のことをいう。

※セクシュアル・ハラスメント：職場または教育現場において、優越的地位や継続的關係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて環境が害されたりすること。

## ②多様な働き方を支援するための就労環境の整備

- ワーク・ライフ・バランスを支援する観点から、特に女性の働きやすい環境づくりに向けて、企業・事業者及び行政が連携して気運の醸成に努めます。 【商工観光課】
- 働く場において、多様な人材（特に女性）がその能力を発揮できるように、職業能力の習得・向上に向けた講座等の実施や情報の提供を推進します。 【商工観光課】
- パートタイム労働者の雇用管理改善等に関する法律及び指針の周知を図ります。 【商工観光課】

## ③就業条件・環境の整備

- 労働に対する正当な評価、就業環境、就業条件の整備を図り、家族一人一人の経済的地位の向上に努めます。 【商工観光課】【農業委員会】
- 知識や技術、経営管理能力の取得のための研修や交流等を促進し、技術・経営管理能力の向上を図ります。 【商工観光課】
- 生産と生活の両面において、過重な負担を負うことがないように、育児や介護等の両立を支援するための支援体制の整備に努めます。 【商工観光課】
- 農商工連携※、6次産業化※につながる可能性のある食品加工グループの育成に努めます。 【商工観光課】【農政課】
- 女性の起業を促進するため、情報の提供、人材の育成、資金の確保など様々な面からの支援に努めます。 【商工観光課】

## ④女性のチャレンジ・再雇用支援

- 再就職を希望する女性に対して、積極的な情報の提供を推進します。 【商工観光課】
- 技術・技能の習得等に関する講座・研修の開催を検討し、女性のチャレンジに関する相談体制の充実を推進します。 【商工観光課】
- 関係機関と連携し、女性のチャレンジに関する仕組みづくりや情報交換に努めます。 【商工観光課】



※農商工連携：農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大に取り組むもの。

※6次産業化：地域の第1次産業とそれに関連する第2次・第3次産業（加工販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組である。

### 【重点目標Ⅱ-3】仕事と家庭・地域生活の両立支援体制の整備

夫婦共働き世帯の増加など、家族の形が変化している近年、子育てや介護等を男女が共に担っていくことが重要です。しかし、わが国では、男性中心型労働慣行が依然として根付いており、子育てや介護等を主として女性が担っている場合が多く、働きたい女性が思うように活躍できず、負担が女性に偏っているのが現状です。

仕事と子育て・介護等を両立できる環境整備は、男性中心型労働慣行を見直し、子育てなどの支援や地域社会と連携した取組を推進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進に努めます。

#### ①仕事と生活との調和のための体制整備の促進

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報啓発活動を図り、ワーク・ライフ・バランスを促進します。 **【総合政策課】**
- 希望すれば、育児休業・介護休業を取得できるよう、企業・事業者に対して制度の一層の整備を促進します。 **【商工観光課】**
- 関係機関と連携しながら、仕事と育児・介護等の両立のための制度の定着促進を図ります。 **【商工観光課】**
- 男性の育児休業制度・短時間労働勤務制度の利用の促進、いわゆる「イクメン」の啓発に取り組みます。 **【総務課】【商工観光課】**
- 就業環境の整備を図り、家庭や地域活動への男性の参画を促進するとともに、仕事と生活が両立できる基盤づくりに努めます。 **【総務課】【商工観光課】**
- ワーク・ライフ・バランスを実現するために「家族の理解と協力」が得られるように、気運の醸成・啓発に努めます。 **【市民協働推進課】【社会教育課】**

### 【重点目標Ⅱ-4】農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立

人口減少や少子高齢化が進む中、本市の人口も減少傾向で推移することが予測され、それに伴い就業人口も減少することが見込まれています。

本市の男女別産業分類別就業者数では、男女ともに「農業」の就業者数が最も多くなっていますが、慣行や習慣によって女性の意見が事業の内容に反映しにくい状況が多く、男女が共に希望に応じて安心して働き、暮らしていくことができる地域社会の実現が不可欠です。

農林水産業や商工業の自営分野においても、6次産業化の進展に伴い、女性の役割がますます高まっています。女性が男性の対等なパートナーとして積極的に経営等に参画できるようにするため、研修会や講習会等の支援、家族経営協定\*の普及及び有効な活用を含め女性の経済的向上に必要な取組を推進します。

#### ①男女共同参画意識の啓発

- 農林業・商工業等の自営業を対象とした男女共同参画のための啓発活動の促進や講座・講演会等の開催に努めます。 **【商工観光課】【農政課】**
- 農林業・商工関係団体への女性の参画を促進し、これらの分野における方針決定の場への女性の参画拡大を図ります。 **【商工観光課】【農政課】**

※家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定のこと。



## 【重点目標Ⅱ-5】地域社会における男女共同参画の促進

市民や地域のニーズが多様化し、行政によるサービスだけでは対応することが難しくなっており、地域住民の積極的な参画による地域活動の活性化が重要となっています。

今後、高齢化社会の中で、高齢者など地域で過ごす人が増え、それに伴って地域の活動に参加する人も増えることが考えられます。これまで地域活動にあまり関わってこなかった人も参画しやすいような環境づくりや地域活動の担い手育成が必要です。

### ①地域活動における女性の参画促進

○地域活動における女性の参画を促進するため、男女共同参画の視点や市民のニーズを取り入れた広報啓発活動の充実を図ります。【市民協働推進課】

○女性グループ・団体等の活動を促進するため、人材の育成、家族等の理解、ネットワーク化などを支援します。【市民協働推進課】

○就業環境の整備を図ることで、地域活動へ参加しやすい環境の整備を促進します。【市民協働推進課】

○地域づくり協議会と連携して自治会活動、自主防災活動に女性の積極的な参加を促進します。【危機管理課】【市民協働推進課】

○子どもたち（保護者を含む）に地域の子ども会育成会・スポーツ少年団等の活動を通じて、男女共同参画の必要性を啓発します。【スポーツ振興課】【社会教育課】

○市民一人一人が地域や職場、社会において環境保全活動に積極的に参加することを支援します。【生活環境課】

### ②市民と行政との協働によるまちづくり・市民活動の推進

○市民が地域活動をしやすい環境づくりに努めるとともに、地域間におけるネットワーク形成を促進します。【市民協働推進課】

○積極的な情報の提供と活動支援に努め、地域における市民活動を推進します。【市民協働推進課】

○男女共同参画の視点に立った地域コミュニティを構築するために、地域における男女共同参画意識の啓発を推進します。【市民協働推進課】

○広報活動を充実させ、地域における男女共同参画社会の実現に向けた意識と基盤づくりを推進します。【総合政策課】【市民協働推進課】

### ③国際理解・協力の推進

○男女平等に対する国際的な取組について、情報の提供を図ります。【総務課】【市民協働推進課】

○国際交流による幅広い視点を持つ人材の育成を図ります。【総務課】【スポーツ振興課】【教育政策課】【社会教育課】

図表 45 【基本目標Ⅱ 成果指標】 様々な分野における女性の活躍

事業	成果指標	所管課	現状値	目標値
市役所における管理職等登用状況	課長職以上に占める女性の割合	総務課	3.7%	10%
市役所における男性職員の育児休業制度	取得率	総務課	5.3%	10%
各種審議会における女性の登用促進	審議会等における女性の登用率	市民協働推進課	30.5%	33.0%
自治公民館における女性の登用	自治公民館館長に占める女性の割合	市民協働推進課	1.5%	2.0%
認定農業者数の女性の構成率向上	認定農業者に占める女性の割合	農政課	5.9%	6.0%
新規就農者数	新規就農者に占める女性の人数	農政課	総数 13人 女性 1人	総数 20人 女性 2人
狩猟免許取得事業	女性の免許取得者数	農地林政課	1人	2人
日本遺産観光ボランティアガイド事業	ガイドボランティアに占める女性の人数	社会教育課	—	総数 20人 女性 10人
家族経営協定の締結推進	締結件数	農業委員会	205件	210件



## 【基本目標Ⅲ】 安全・安心な暮らしの実現

### 【重点目標Ⅲ-1】 生涯にわたる健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりの基本的な条件です。

特に女性は、その心身の状況が思春期、出産期、更年期等人生の各段階に応じて大きく変化し、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）\*の視点に配慮しつつ、あらゆる人が生涯を通じて健康でいきいきと生活できるよう、男女の性差に応じた健康を支援するための主体的な健康づくり・健康維持を支える体制を充実させます。

#### ①性と妊娠・出産等に関する権利に対する意識の浸透・支援

○妊娠・出産期の女性の健康支援に努めるとともに、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について、正しい知識の普及に努めます。 **【健康管理課】**

○性についての情報と学習機会の提供を図り、人権尊重・男女平等の精神を基盤とした性教育を推進します。 **【教育政策課】**

#### ②健康の保持増進のための取組の推進

○疾病の予防や健康管理意識を高めるため、広報活動等を通じた意識啓発活動を推進します。 **【健康管理課】**

○様々な年代やライフスタイルに応じた健康管理が実施できるように、健康診査や健康相談の充実に努めます。 **【健康管理課】**

○子宮がん・乳がん検診など、各種の健(検)診の受診率を高めるための啓発活動を積極的に推進します。 **【健康管理課】**

○健康や体力の保持・増進を推進し、気軽に参加できるスポーツ大会や教室等の開催の充実に努めます。 **【スポーツ振興課】【健康管理課】**

○こころの健康問題に関する講座等を開催し、心身ともに健康であることの重要性を啓発し、相談体制の充実に努めます。 **【健康管理課】**

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。定義の詳細については、第4回世界女性会議行動綱領（1995）のパラグラフ94.95.106(k)を参照。

URL:[http://www.gender.go.jp/international/int\\_norm/int\\_4th\\_kodo/index.html](http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html)

## 【重点目標Ⅲ-2】 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化や格差社会が進展する中で、すべての人が、その意欲と能力に応じて、多様な活動に参加し、生涯にわたり地域社会と関わりながら、安心して生活ができるように地域での支え合いや、地域福祉の促進等に取り組む必要があります。

高齢者のみならず、障がい者やひとり親家庭等の様々な困難を抱える人や女性であることでさらに複合的に困難な立場に置かれている状況も考えられ、男女共同参画の視点も取り入れた多面的な支援が必要です。男女共同参画の視点に立ち、高齢者、障がい者、貧困等の困難を抱えた人たちが安心して生活できる環境整備を進めます。

### ①多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実

○ライフスタイルの多様化による、延長保育など様々な保育ニーズに対応した保育内容の充実に努めます。 **【福祉事務所】**

○育児への不安を解消するため、関係機関と連携を図りながら、相談業務の充実を図るとともに、情報の提供を推進します。 **【健康管理課】【福祉事務所】**

○仕事と育児・介護を両立しながら働くことができるよう、育児休業制度・短時間勤務制度・介護休業制度の利活用に関する広報・啓発活動を推進します。

**【市民協働推進課】【福祉事務所】**

○男性の育児・介護への参画を進めるために、学習機会の拡充を図るとともに意識の啓発に努めます。 **【総務課】【市民協働推進課】**

○安心して介護サービスを利用できるよう、施設、サービス内容等の充実を促進します。 **【健康管理課】**

### ②高齢者・障がい者の生活や社会参画に対する支援の充実

○社会参画を希望する高齢者や障がい者に対する情報や機会の提供の充実を図ります。 **【健康管理課】【福祉事務所】**

○高齢者や障がい者の生きがいづくりのために、各種相談体制や学習機会等の充実に努めます。 **【健康管理課】【福祉事務所】**

○高齢者や障がい者が暮らしやすい環境整備のため、支援体制の充実を促進します。 **【健康管理課】【福祉事務所】**

○高齢者の就労、社会参加を促進するための臨時的・短期的就業の場を提供するシルバー人材センターの充実を図ります。 **【福祉事務所】**

○ユニバーサルデザイン<sup>※</sup>の考え方に立って地域における男女共同参画社会の実現に向けた意識と基盤づくりを推進します。 **【全庁】**

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

### ③ひとり親家庭への支援の充実

○経済的基盤が弱いひとり親家庭に対して自立と雇用の促進を図るため、関係機関と連携を図りながら就労に関する情報提供などを実施し、社会的自立の支援に努めます。

【福祉事務所】

○医療費の自己負担分を助成するなど、経済的な自立支援を推進します。

【福祉事務所】

○ひとり親家庭が抱えている様々な問題の解決に向けて、国・県など関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

【福祉事務所】

### 【重点目標Ⅲ-3】防災対策の分野における男女共同参画の推進

近年頻発している地震や風水害などの自然災害には、日頃から防災意識を高めると同時に、避難所運営や物資調達における女性への配慮など、男女共同参画の視点から防災対策を進めることが大切です。非常時には、固定的な性別役割分担意識から様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じます。

そのような状況を踏まえ、災害時における自主防災組織のリーダーとなる防災士の養成研修等を実施し、女性と男性とでは災害から受ける影響に違いあることから、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

#### ①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

○災害対応における様々な課題について、男女のニーズの違いを踏まえた配慮がなされるように取り組みます。

【危機管理課】

○避難所運営等、女性や子ども、高齢者、障がい者などに配慮した整備を進めます。

【危機管理課】

#### ②地域防災活動における女性参画の推進

○消防団の活動を活性化するため、女性消防団員の育成を図ります。

【消防本部】

○地域防災のリーダーとなる女性防災士の育成と確保に努めます。

【危機管理課】



図表 46 【基本目標Ⅲ成果指標】 安全・安心な暮らしの実現

事業	成果指標	所管課	現状値	目標値
地域防災士の養成事業	女性防災士の人数	危機管理課	21人	40人
特定健康診査受診	受診率	健康管理課	H29年度(2017年度) 36.5% (H30年(2018年)10月現在)	H34年度(2022年度) 55%
子宮がん検診	受診率	健康管理課	14.9%	17.0%
乳がん検診	受診率	健康管理課	10.9%	13.0%
地域づくりによる介護予防事業「いきいき百歳体操」	開催数	健康管理課	15か所	45か所
延長保育事業	利用人数	福祉事務所	515人	現状維持
一時預かり保育事業	利用人数	福祉事務所	13,760人	現状維持
災害時の対応	消防団員数に占める女性の割合	消防本部	1.76%	2.5%



## 【基本目標Ⅳ】 配偶者等からの暴力（DV）の根絶【DV対策基本計画】

### 【重点目標Ⅳ-1】 DV 防止の推進

すべての暴力は、犯罪となる行為をも含め重大な人権侵害です。特に女性は、配偶者等からの暴力（DV）※の被害者になることが多く、被害が潜在化しやすく、その被害も深刻です。近年では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などにより、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した暴力、性犯罪など暴力は一層多様化しています。

このほか、言葉や態度などによって人格や尊厳を傷つけるモラル・ハラスメント※、妊娠・出産・育児のために休暇や休業等の制度を利用したことなどを理由に上司や同僚などが心ない言動を行うマタニティ・ハラスメント※など、あらゆる形の嫌がらせ行為を防止するための広報・啓発活動を推進し、暴力を容認しない社会の実現を目指します。

#### ①広報・啓発活動の推進

○DV、性犯罪、ストーカー行為※、セクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力を未然に防止するため、「女性に対する暴力をなくす運動」※の展開、広報・啓発活動を推進します。  
【市民協働推進課】

○若年層を対象に暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、予防啓発、教育・学習の充実に努めます。  
【市民協働推進課】【教育政策課】

○中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、交際相手からの暴力（デートDV）※の防止に関する広報・啓発活動を進めます。【市民協働推進課】【教育政策課】【社会教育課】

○国・県・市及び学校等との連携、広報紙やホームページ等を利用し、児童虐待防止に対する意識の啓発に努めます。  
【福祉事務所】【教育政策課】

---

※配偶者等からの暴力（DV）：ドメスティック・バイオレンス（DV/Domestic violence）とも言われ、一般的には「夫や恋人等親密な関係にある、または、過去にあった男性から女性に対して振られる暴力」という意味で使用されている。ただし、親子間の暴力まで含めた意味で使用している場合もあるが、本計画では、「配偶者等からの暴力」という意味に使用している。

※モラル・ハラスメント：言葉や態度などによって人の心を傷つける、精神的な暴力や嫌がらせのことで、職場上の力関係を背景に行われる、パワーハラスメント、性的な嫌がらせであるセクシャルハラスメントも、モラルハラスメントの一種である。

※マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産を理由として職場などで受ける批判や嫌がらせ、あるいは解雇や自主退職の強要などの不当な処遇を意味する。

※ストーカー行為：特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為を繰り返すこと。

※女性に対する暴力をなくす運動：毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実に努めることを目的として実施するもの。平成13年（2001年）6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。

※交際相手からの暴力（デートDV）：恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）から振られる暴力。

## ②セクシュアル・ハラスメント等対策の推進

○職場・学校・地域などあらゆる場面でセクシュアル・ハラスメントなど女性への暴力は許さないという意識を醸成します。

【総務課】【市民協働推進課】【商工観光課】【教育政策課】

○職場・学校・地域などにおけるあらゆるハラスメント防止に向けた研修会等を実施します。

【総務課】【市民協働推進課】【教育政策課】

### 【重点目標Ⅳ-2】安心して相談できる体制づくり

暴力（DV）による被害者は、身体的だけでなく精神的にも深い傷を負い、また子どもにも深刻な影響を与えます。

配偶者等に対する暴力（DV）の根絶に向けて、各関係機関と連携し、被害者の保護や自立支援、相談体制の充実と相談窓口の周知を図ります。

#### ①相談体制の充実

○DV被害者の相談、支援に携わる職員の専門知識の習得や研修の充実に努めます。

【総務課】【市民協働推進課】

○DVの二次被害<sup>※</sup>を防ぐために庁内関係課等が相互に情報を共有するとともに、関係職員の資質の向上に努めます。

【市民協働推進課】

○児童・高齢者・障がい者への虐待を防止するため、関係機関・団体が相互に情報を共有するなど、相談体制の充実を図ります。

【健康管理課】【福祉事務所】

○DV被害、虐待被害などを早期に発見するために教職員、保育士、保護者等に対して被害者保護の正しい理解や通報の義務について啓発します。

【福祉事務所】【教育政策課】

○被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限し、被害者の保護及び支援を行います。

【市民課】

○市民に広くDV相談の窓口があることを、チラシ等による広報やホームページ等の掲載等により周知を行います。

【市民協働推進課】

#### ②DV被害者の安全・安心の確保

○各関係機関と連携し、DV被害者の安全と安心の確保に努めます。

【市民協働推進課】【市民課】【健康管理課】【福祉事務所】【教育政策課】

○住宅困窮するDV等の被害者に対し、市営住宅への入居支援を実施します。

【建築住宅課】

図表 47 【基本目標Ⅳ成果指標】 配偶者等からの暴力（DV）の根絶

事業	成果指標	所管課	現状値	目標値
DV被害を受けた人のうち、誰か(どこか)に相談した人の割合	意識調査結果	市民協働推進課	39.0%	50.0%

※DVの二次被害：DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不十分であるために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者が更に被害を受けること。



## 第 5 章

---

推進体制



# 1 推進体制

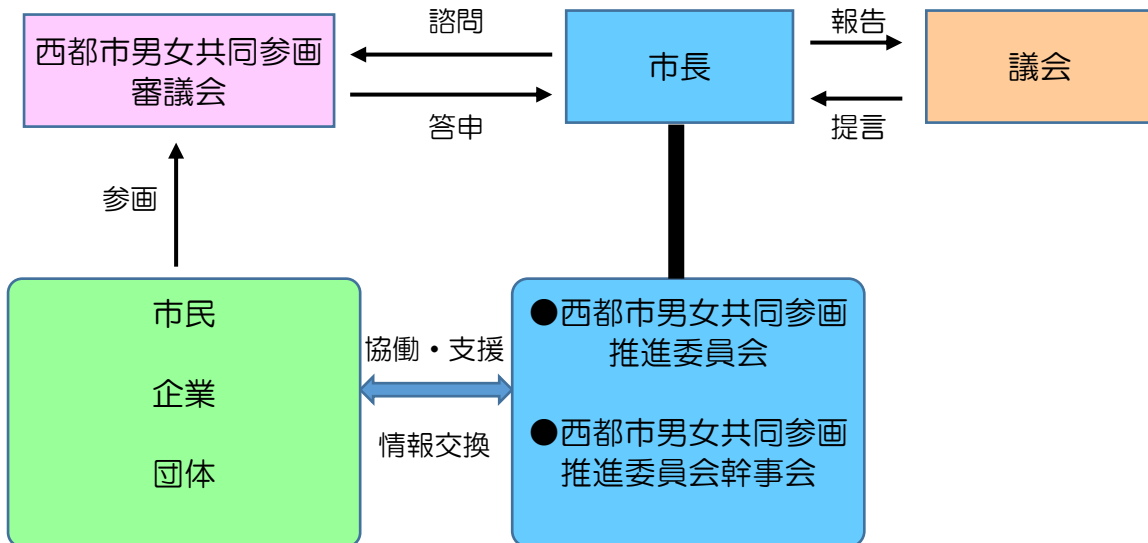
本計画(Plan)の達成状況(利用定員数や施策取組)を得るためには、計画に基づく取組(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえた計画の改善(Act)を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

計画の着実な推進と実効性を確保するため、「西都市男女共同参画審議会」、「西都市男女共同参画推進委員会」、「西都市男女共同参画推進委員会幹事会」において協議を重ねながら、進行管理機能(チェック・評価)の強化に努めます。

図表 48 PDCAサイクル



図表 49 西都市男女共同参画推進体制図



## 2 成果指標

成果指標を活用し、基本目標ごとに進捗状況や成果を把握していきます。

### (1) 【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

事業	成果指標	所管課	現状値	目標値
男女共同参画意識の啓発	固定的な性別役割分担を否定する人の割合	市民協働推進課	44.7%	50.0%
男女共同参画講演会講師派遣事業	講師を派遣した団体数	市民協働推進課	5 団体	6 団体
働く婦人の家における各講座	男性対象講座数	商工観光課	—	2 講座
生涯学習事業	生涯学習講座への参加者数に占める女性の人数	社会教育課	総数 604 人 女性 448 人	総数 700 人 女性 520 人

### (2) 【基本目標Ⅱ】 様々な分野における女性の活躍

事業	成果指標	所管課	現状値	目標値
市役所における管理職等登用状況	課長職以上に占める女性の割合	総務課	3.7%	10%
市役所における男性職員の育児休業制度	取得率	総務課	5.3%	10%
各種審議会における女性の登用促進	審議会等における女性の登用率	市民協働推進課	30.5%	33.0%
自治公民館における女性の登用	自治公民館館長に占める女性の割合	市民協働推進課	1.5%	2.0%
認定農業者数の女性の構成率向上	認定農業者に占める女性の割合	農政課	5.9%	6.0%
新規就農者数	新規就農者に占める女性の人数	農政課	総数 13 人 女性 1 人	総数 20 人 女性 2 人
狩猟免許取得事業	女性の免許取得者数	農地林政課	1 人	2 人
日本遺産観光ボランティアガイド事業	ガイドボランティアに占める女性の人数	社会教育課	—	総数 20 人 女性 10 人
家族経営協定の締結推進	締結件数	農業委員会	205 件	210 件

(3) 【基本目標Ⅲ】 安全・安心な暮らしの実現

事業	成果指標	所管課	現状値	目標値
地域防災士の養成事業	女性防災士の人数	危機管理課	21人	40人
特定健康診査受診	受診率	健康管理課	H29年度(2017年度) 36.5% (H30年(2018年)10月現在)	H34年度(2022年度) 55%
子宮がん検診	受診率	健康管理課	14.9%	17.0%
乳がん検診	受診率	健康管理課	10.9%	13.0%
地域づくりによる介護予防事業「いきいき百歳体操」	開催数	健康管理課	15か所	45か所
延長保育事業	利用人数	福祉事務所	515人	現状維持
一時預かり保育事業	利用人数	福祉事務所	13,760人	現状維持
災害時の対応	消防団員数に占める女性の割合	消防本部	1.76%	2.5%

(4) 【基本目標Ⅳ】 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

事業	成果指標	所管課	現状値	目標値
DV被害を受けた人のうち、誰か(どこか)に相談した人の割合	意識調査結果	市民協働推進課	39.0%	50.0%



## 参考資料

---





## 用語解説集

用 語	解 説
育児・介護休業法	労働者の仕事と育児や介護を両立できるように支援するための法律。民間事業主に対して、雇用した男女労働者から、育児や介護の申請があった場合、雇用関係を継続したまま、一定期間の休暇を与えることを認めるよう義務付けている。
SNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)	ソーシャルネットワークワーキングサービス又はソーシャルネットワークワーキングサイトの略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。
LGBT	女性の同性愛 (Lesbian)、男性の同性愛 (Gay)、両性愛 (Bisexual)、性別にとられない在り方を持つ人 (Transgender) の頭文字を取った総称。
エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定のこと。
交際相手からの暴力(デートDV)	恋人や交際相手などの親密な関係にある者(配偶者等を除く)から振られる暴力。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状況のことをいう。
職業能力開発事業	行政・団体等が市民の技術力、能力を高めるための研修会・講座等を開設して就業機会の拡充を支援する事業。
女性活躍推進法	平成28年(2016年)4月1日に施行された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の通称であり、女性が職業生活でその希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定された。これにより、従業員301人以上の企業は、女性登用の数値目標を含む女性活躍推進に向けた行動計画の策定および公表が義務付けられ、300人以下の企業は努力義務となっている。
女性に対する暴力をなくす運動	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するもの。平成13年(2001年)6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。

人権週間・人権啓発 強調月間	1948年(昭和23年)12月10日、国際連合の第3回総会において、世界の全ての人々と国々とは達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択された。これを記念して、わが国では毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定めており、この週間中に、全国各地において集中的な人権啓発活動が行われる。また本県では、8月を「人権啓発強調月間」と定め、人権の大切さについて考えるきっかけとなるような様々な取組を行っている。
ストーカー行為	特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為を繰り返し行うこと。
性的指向	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
セクシュアル・ハラスメント	職場または教育現場において、優越的地位や継続的關係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えたりして、環境が害されたりすること。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
男女共同参画週間	男女共同参画社会基本法(平成11年(1999年)6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。
男女雇用機会均等法	職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。
DVの二次被害	DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不十分であるために、被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者が更に被害を受けること。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者。
農商工連携	農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大に取り組むもの。
配偶者等からの暴力(DV)	ドメスティック・バイオレンス(DV/Domestic violence)とも言われ、一般的には「夫や恋人等親密な関係にある、または、過去にあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されている。ただし、親子間の暴力まで含めた意味で使用している場合もあるが、本計画では、「配偶者等からの暴力」という意味に使用している。
ポジティブアクション	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。 例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産を理由として職場などで受ける批判や嫌がらせ、あるいは解雇や自主退職の強要などの不当な処遇を意味する。
メディア	情報を人々に伝える機関や事業、システムなど。特に、大量の情報を紙(新聞や雑誌、広告)や電波(テレビやラジオ)、通信(インターネット)を通じて大衆に伝達する媒体をマスメディアと呼ぶ。
メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

モラル・ハラスメント	言葉や態度などによって人の心を傷つける、精神的な暴力や嫌がらせのことで、職場上の力関係を背景に行われる、パワーハラスメント、性的な嫌がらせであるセクシャルハラスメントも、モラルハラスメントの一種である。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
ライフスタイル	生活様式。特に環境・趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような個人の生き方。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。定義の詳細については、第4回世界女性会議行動綱領（1995）のパラグラフ 94.95.106(k)を参照。</p> <p>URL:<a href="http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html">http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html</a></p>
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。
6次産業化	地域の第1次産業とそれに関連する第2次・第3次産業（加工販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組である。

# 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

改正 平成十一年七月十六日法律第一百二号

平成十一年十二月二十二日法律第六十号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

ない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が

男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる事。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）



# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

##### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない

- い。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
    - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
    - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
    - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
  - 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
  - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受

けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の

身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、

これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合



## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

施行日： 平成三十年一月一日

最終更新： 平成二十九年三月三十一日公布（平成二十九年法律第十四号）改正

## 目次

### 第一章 総則（第一条—第四条）

### 第二章 基本方針等（第五条・第六条）

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

#### 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

#### 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

### 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

### 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

### 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活

に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画

(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な

財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めると



ころにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
  - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
  - 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの

とする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--------------	--

# 西都市男女共同参画推進条例

平成16年3月25日

西都市条例第3号

改正 平成18年3月23日条例第6号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第7条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条—第15条）

### 第3章 西都市男女共同参画審議会（第16条—第21条）

### 第4章 雑則（第22条）

### 附則

男女が個人として尊重され、対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画することができる社会を実現することは、私たち市民の共通の願いである。

西都市においては、これまで、国際社会や国等の動向を踏まえつつ、平成11年3月には「西都市女性プラン21」を策定するなどして、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く存在しており、真の男女平等には至っていない状況にある。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の急速な進展等により私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな課題も生じてきている。

このような状況の中、西都市がさらに活き活きとした元気あふれるまちとして発展し続けるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにして、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女一人ひとりが活き活きと元気に暮らしていける西都市を築くため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 営利を目的とするとしないを問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活と職業生活その他の社会生活とを両立できるようにすること。
- (5) 男女が、お互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、市行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する者について、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により、当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により不利益を与えることをいう。）
- (3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、西都市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第10条 市は、学校教育、社会教育その他の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における環境の整備)

第11条 市は、地域における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談等の処理)

第13条 市長は、第7条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、市民からの相談又は苦情があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第14条 市は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 西都市男女共同参画審議会

(設置)

第16条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、西都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 男女共同参画計画の策定又は変更に関すること。

(2) 男女共同参画の推進に係る重要な事項に関すること。

2 審議会は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第18条 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員のうち男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民協働推進課において処理する。

(一部改正〔平成18年条例6号〕)

### 第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画であつて、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものは、この条例の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

## 附 則 (平成18年3月23日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 西都市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成8年11月18日

西都市告示第109号

改正 平成26年3月20日告示第50号

### (設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するとともに、関係各課との連絡調整を図るため、西都市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び効果的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する施策の関係各課相互間の連絡調整に関する事。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する事。

### (委員会)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副市長を、副会長は教育長を、委員は別表に掲げる者及び市長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、その議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(一部改正〔平成19年告示62号・24年23号・25年125号〕)

### (委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、年1回開催する。ただし、必要に応じて会長が招集することができる。

### (関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

### (幹事会)

第6条 委員会の事務を補助させるため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の必要な事項について調査、研究する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、幹事の互選によりこれを定める。
- 5 幹事は、市長が必要と認める者をもって充てる。
- 6 前項の市長が必要と認める者をもって充てる幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠幹事の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 幹事長は、会務を総理し、その議長となる。
- 8 幹事長に事故あるときは、あらかじめその指名する幹事が、その職務を代理する。

(一部改正〔平成10年告示26号・25年125号〕)

### (幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、必要に応じて会長又は幹事長が招集する。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民協働推進課において処理する。

(一部改正〔平成13年告示41号・18年54号〕)

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

（一部改正〔平成11年告示47号・13年41号・14年34号・18年54号・107号・22年59号・23年62号・25年33号・125号・26年50号〕）

総務課長、総合政策課長、市民協働推進課長、商工観光課長、農政課長、生活環境課長、健康管理課長、スポーツ振興課長、福祉事務所長、教育委員会教育政策課長、教育委員会社会教育課長、消防長



## 西都市男女共同参画審議会委員名簿

敬称略

氏 名	所 属 等
新名 桂子	学識経験者
清田 慎二	西都市社会福祉協議会
外山 正一	宮崎人権擁護委員協議会西都地区部会
杉尾 優子	西都市教育委員会教育委員
阿萬 広孝	西都商工会議所
凶師 千鶴子	西都市地域婦人連絡協議会
兒玉 裕子	J A 西都女性部
長池 文枝	西都市 P T A 協議会
佐々木 美德	西都市民生委員児童委員協議会
安藤 正治	西都市自治公民館連絡協議会
安藝 サチ子	西都市赤十字奉仕団
濱砂 幸喜子	西都市母子寡婦福祉連絡協議会
原田 美弘	公募委員
稲田 有香	公募委員
奥口 一人	公募委員

### 策定経過

年	月	日	実施項目	内容
30	5	30	第1回西都市男女共同参画審議会	
	6	6	第1回西都市男女共同参画推進委員会	
	6	29	第1回西都市男女共同参画推進委員会幹事会	
	8	24	第2回西都市男女共同参画推進委員会幹事会	平成29年度版西都市男女共同参画年次報告書の内容確認
	8	30	第2回西都市男女共同参画推進委員会	平成29年度版西都市男女共同参画年次報告について 西都市の男女共同参画を巡る状況報告、基本理念・基本目標案報告
	11	7	第3回西都市男女共同参画推進委員会幹事会	第3次西都市男女共同参画プラン(案)について
	11	15	第3回西都市男女共同参画推進委員会	第3次西都市男女共同参画プラン(案)について
	11	28	第2回西都市男女共同参画審議会	第3次西都市男女共同参画プラン(案)について 平成29年度版西都市男女共同参画年次報告書について
	12	17	パブリックコメント実施(H30.12.17～H31.1.18)	
31	2	14	第4回西都市男女共同参画推進委員会	第3次西都市男女共同参画プランの審議
	3	1	第3回西都市男女共同参画審議会	第3次西都市男女共同参画プランの審議

---

## 第3次西都市男女共同参画プラン

発行：西都市役所 市民協働推進課

住所：〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地

連絡先：TEL 0983-43-1204 FAX 0983-43-2067

平成31年3月発行

---

